



心 ふれあい 親・近・感

島根中央信用金庫

2015



島根県観光キャラクター
「しまねっこ」
島観連許諾第2758号

ディスクロージャー誌

SHIMANE CHUO SHINKIN

※「金融円滑化に向けた取組み」の状況を併せて掲載しております。

祝
松江城
天守国宝指定



心 ふれあい 親・近・感

島根中央信用金庫

出雲市今市町252-1

TEL (0853)20-1000 FAX (0853)22-8873

<http://www.shinkin.co.jp/shimachu/>

CONTENTS

ごあいさつ	1
経営理念・沿革	2
地域貢献	3
平成26年度の業績	4
内部管理態勢の整備	7
・経営管理(ガバナンス)態勢	
・内部統制基本方針の概要	
・リスク管理態勢	
・コンプライアンス態勢	
・お客さま保護に向けた取り組み	
金融分野における裁判外紛争解決制度(金融ADR制度)への対応	11
反社会的勢力に対する基本方針	11
トピックス	12
社会貢献活動	13
中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況	14
金融円滑化に向けた取り組み	15
役員・会計監査人・組織	19
総代会	20
主な手数料一覧表	22
店舗一覧表	23
金庫の主要な事業の内容	24
資料編	28
開示項目一覧索引	53



出雲大社前の神門通り

当金庫の概要

(平成27年3月現在)

創 立	昭和23年9月18日
本 店	出雲市今市町252番地1
店 舗 数	24店舗
出 資 金	19億8千4百万円
預金・積金	1,681億円
貸 出 金	1,037億円
会 員 数	30,401名
常勤役職員数	260名



宍道湖



荒神谷遺跡



トキ(出雲市トキ分散飼育センター)

ごあいさつ



皆様方には、平素より「島根中央信用金庫」をお引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。本年も、当金庫の活動と経営内容をより深くご理解いただくために、平成26年度のディスクロージャー誌を作成いたしましたのでご覧いただきますようお願い申し上げます。

平成26年4月の消費税引き上げ以降の日本経済は、当初予想された通り4－6月期が消費税増税前の駆け込み需要の反動減から実質GDPが前期比年率7.1%の減少となりました。また、7－9月期の実質GDPは反動減が大きかった4－6月期との比較で反発が期待されていましたが、消費の回復が夏場の天候不順などの影響もあって想定以上に鈍く、大方の事前予想を裏切る形で同1.9%減少と2四半期連続してマイナス成長を記録することとなりました。こうしたことを受けて、政府は本年10月に予定されていた消費増税の1年半延期を決定しました。さらに、金融市場では、金利が史上最低水準で推移する中、ドル/円は100円か

ら120円、日経平均は14,500円から20,000円近傍と円安・株高が加速し、平成27年3月期の企業業績は円安メリットの大きい製造業を中心にリーマンショック以前の水準に回復する見通しであることなど、足元では政府の景気対策や駆け込み需要の反動減の影響が薄れつつあり、一部に持ち直しの動きも見られます。

一方、当金庫を取り巻く地域経済の情勢は、消費税増税前の駆け込み需要の反動により個人消費や住宅建設に弱さが残り、生産にも一部に弱い動きがみられるものの、公共投資等で増勢を維持しており、基調としては緩やかに持ち直しています。先行きについては、個人消費を中心に消費税増税前の駆け込み需要の反動による影響が徐々に薄れるなかで、公共投資等が堅調に推移すると見込まれるうえ、生産も底堅いとみられることから、緩やかな持ち直しの動きが続くものと予想されています。

このような状況の中、平成26年度の当金庫の業績は、資金調達のほぼ全額を占めます預金積金の期末残高は168,126百万円となり、前期末に比して354百万円の増加となりました。

一方、資金運用の主体であります貸出金の期末残高は、中長期資金に対応する証書貸付が地方公共団体向けを中心に減少し103,751百万円となり、前期末に比して3,818百万円の減少となりました。

損益状況につきましては、収益面では貸出金利息が利回の低下を主因に前期比146百万円減少して2,514百万円となったほか、余資運用面では預け金利息が同24百万円減少の158百万円、有価証券利息配当金は同9百万円減少して340百万円となりました。加えて、有価証券関係益は147百万円と同156百万円減少、前期に計上した貸倒引当金戻入益252百万円の剥落などもあって、経常収益は同543百万円減収の3,632百万円となりました。

一方、費用面につきましては、預金利息がほぼ前期同水準の135百万円となり、経費は人件費を中心に同136百万円の減少となりました。さらに、貸出金等の償却及び引当金の合計が同372百万円減少したことなどの負担減少要因と有価証券関係損が121百万円増加したことなどの負担増加要因などがあり、経常費用は同472百万円減少して3,404百万円となりました。

この結果、経常利益は前期比70百万円減益の228百万円となり、当期純利益は同41百万円減益の119百万円を計上することとなりました。

平成27年度も当金庫を取り巻く環境は依然厳しいものと予想されますが、経営理念であります相互扶助の実践、地域社会との共生、環境問題をはじめとする社会貢献活動の積極的な推進等、信用金庫としての社会的責任と公共的使命を果たしていくことが肝要であり、特に中小企業者の資金繰り支援やコンサルティング機能の充実、新産業分野への進出支援など課題解決型金融を実践してまいります。

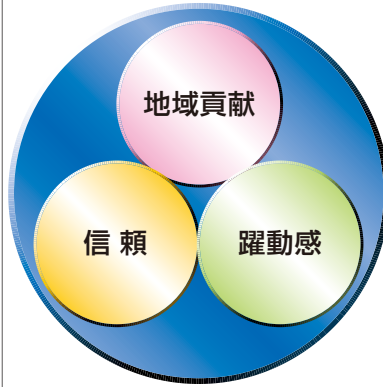
今後とも「心 ふれあい 親・近・感」をキャッチフレーズに、地域経済の繁栄と信頼の輪を広げるよう全役職員が一致団結し、誠心誠意努力いたしますので、引き続き一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年7月

島根中央信用金庫

理事長 的場章好

経営理念



私たちは、次の3つを経営理念とし、信用金庫の社会的責任と公共的使命の達成に向けて、役職員の総力を結集してまいります。

1. 地域社会の発展に貢献し、ともに成長する信用金庫を目指します。

1. 健全経営を堅持し、信頼される信用金庫を目指します。

1. 職員の生活向上を図り、躍動感あふれる信用金庫を目指します。

沿革

昭和23年 9月	川本商工業協同組合として設立
昭和23年 12月	大田商工業協同組合として設立
昭和24年 6月	出雲市商工業協同組合として設立
昭和25年 2月	川本信用組合、大田信用組合に改組
昭和25年 3月	出雲市信用組合に改組
昭和27年 5月	大田信用金庫に改組
昭和28年 5月	川本信用金庫に改組
昭和44年 8月	川本信用金庫と都野津信用組合が合併し、島根中央信用金庫に改称
昭和49年 4月	島根中央信用金庫と大田信用金庫が合併し、島根中央信用金庫を設立
昭和59年 10月	出雲市信用組合を出雲信用組合に改称
平成 6年 9月	出雲信用組合と大社信用組合、平田信用組合が合併
平成18年 11月	島根中央信用金庫と出雲信用組合が合併し、新生島根中央信用金庫としてスタート



島根中央信用金庫本店



仁摩サンドミュージアム

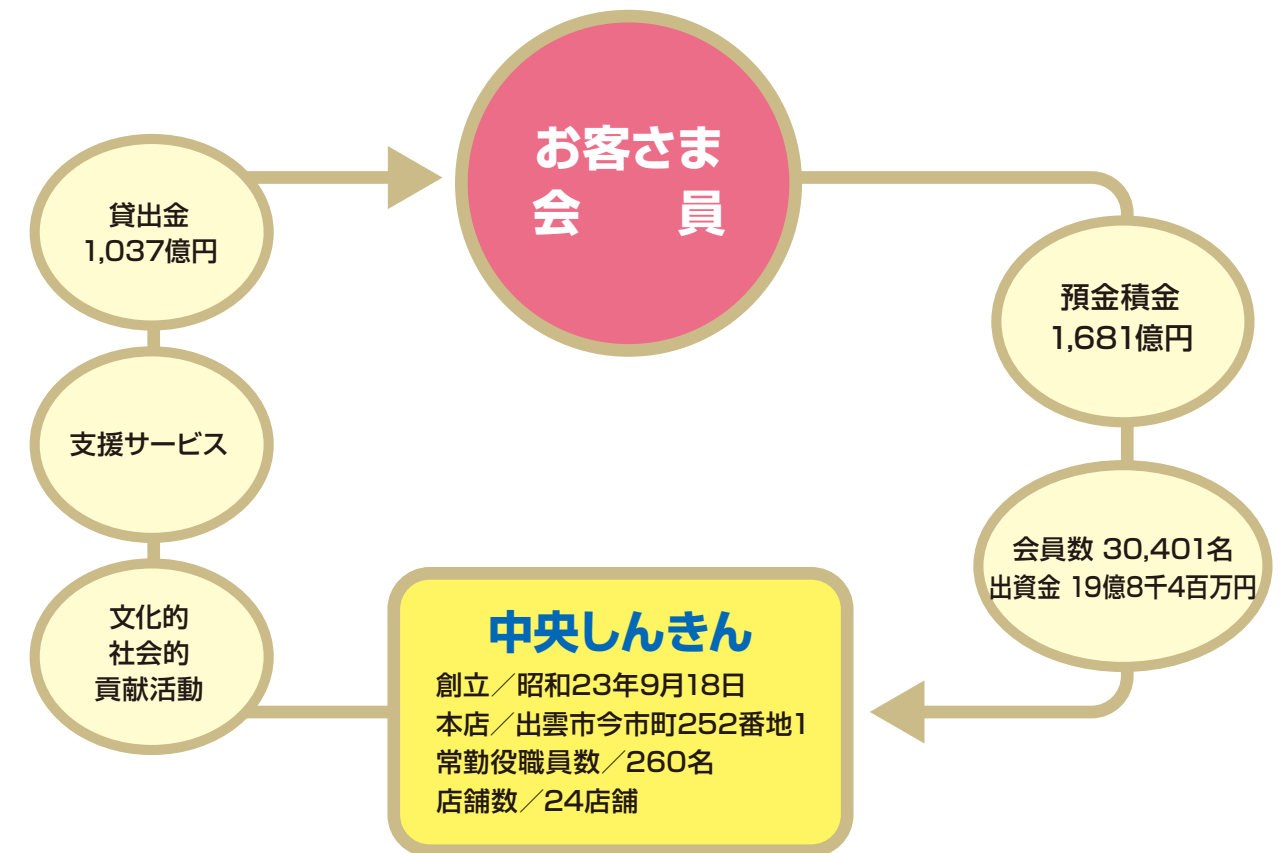


大森の街並み

中央しんきんと地域とのつながり 平成27年3月末現在

当金庫は、地域の事業者や住民の皆さまが会員となって、お互いに助け合い、発展していくことを共通の理念として運営している相互扶助型の金融機関です。

お客さまからお預かりした大切な資金(預金積金)をもとに、地域で資金を必要とされるお客さまにご融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業や住民の皆さまとの強い絆とネットワークを形成し、地域社会の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化・環境・教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。



ご預金について

当金庫は、お客さまの財産形成のお手伝いをするため、目的に応じた各種預金を取り揃えております。また、時代に即した新商品の開発、サービスの提供に向けて努力しております。

ご融資について

当金庫は、地域のお客さまの様々な資金ニーズにお応えするため事業性融資をはじめ、個人向け各種ローンをご用意し、地元の事業者の更なる発展・育成、及び生活向上のために、円滑な資金提供を心掛けております。

資金運用について (貸出金を除く)

お客さまからお預かりした預金の一部は、有価証券などで運用しております。運用にあたっては、公共性・安全性及び収益性に留意し、公社債を中心に運用しております。

中小企業の経営支援に 関する取組みについて

地域の中小企業、個人事業者のお客さまからの経営に関するご相談や創業・新分野への活動を支援するため、審査部支援課を中心に取組みを強化しております。また、業務推進部を中心に取引先の販路拡大のためにビジネスマッチングに取り組んでおります。(詳しくは、P14をご参照下さい。)

文化的・社会的貢献活動

地域のための協同組織金融機関として「地元を愛し、愛される信用金庫」をめざし、様々な活動に取り組んでおります。(詳しくは、P13をご参照下さい。)

今期決算について

今年度の決算は、貸出金利息の減少などにより資金利益が前期と比較して減少したものの、当期純利益で1億19百万円を確保いたしました。(詳しくは、P4～P6をご参照下さい。)

平成26年度の業績

※記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

事業の方針等

デフレからの脱却と経済の再生を目指すアベノミクスの推進により、大手企業を中心に景気の回復傾向が強まった平成26年度において、当金庫は以下の重点課題を設定して業務運営を行ってまいりました。

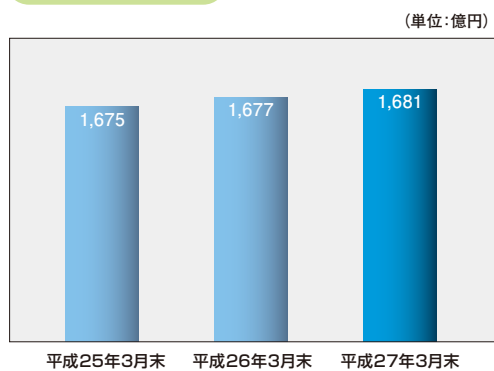
- i)法令等遵守態勢及び顧客保護管理態勢の強化
- ii)経営管理態勢の強化
- iii)地域中小企業金融の円滑化と事業再生への支援強化及び外部機関との連携強化
- iv)取引先企業の新分野への進出支援及び販路拡大支援(ビジネスマッチング)

預金積金・預り資産の状況

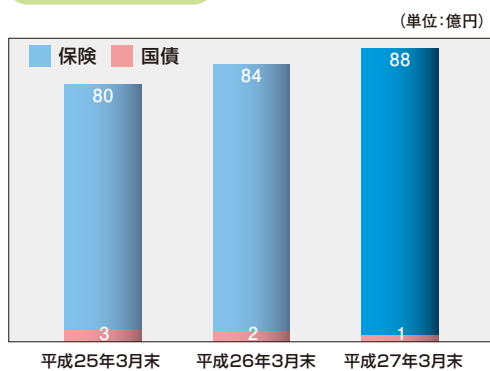
預金については、預金金利が低位で推移するなか、金利上乘せ定期預金「夏トク6」「とくとく6」、退職金専用定期預金、年金優遇定期預金の発売など、より多くのお客さまに親しみを感じていただけるよう地域に密着した営業活動を行いましたほか、年金口座の獲得や法人預金の滞留等により、期末残高は対前年比3億円増加し、1,681億円となりました。

預り資産については、お客さまの多様なニーズにお応えするため保険商品の品揃えの充実を図りました結果、期末残高は対前年比3億円増加し、89億円となりました。

預金積金の推移



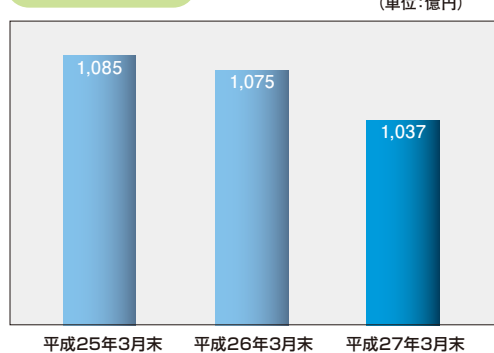
預り資産の推移



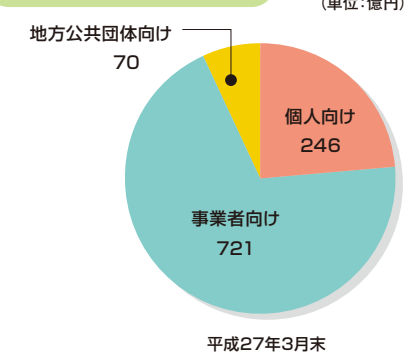
貸出金の状況

貸出金については、地元の中小企業の更なる発展・育成及び生活向上のお役に立てるよう各種商品をご用意し円滑な資金供給に努めてまいりましたが、事業資金や個人消費者ローンの需要が低調に推移したことなどにより期末残高は対前年比38億円減少し、1,037億円となりました。

貸出金の推移



貸出金残高の内訳

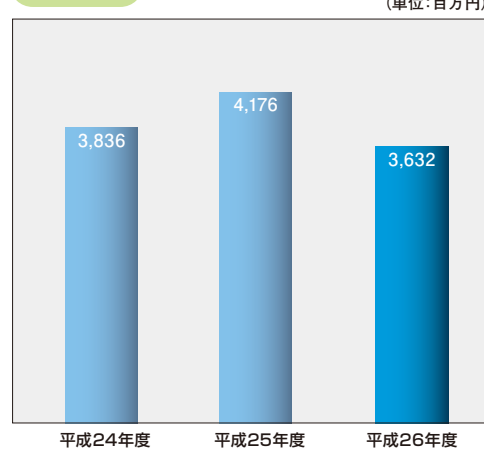


決算損益の状況

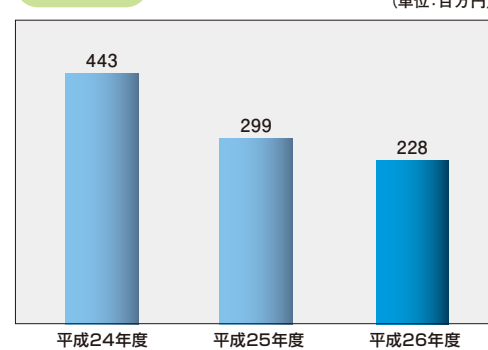
経常収益は資金運用収益の減少などにより前期水準を5億43百万円下回る36億32百万円となり、経常費用は経費負担の軽減などの減少要因のほか、与信関連費用の負担減少により、前期水準を4億72百万円下回る34億4百万円となりました。

この結果、経常利益は70百万円減益の2億28百万円となるとともに、当期純利益は41百万円減益の1億19百万円を計上することとなりました。

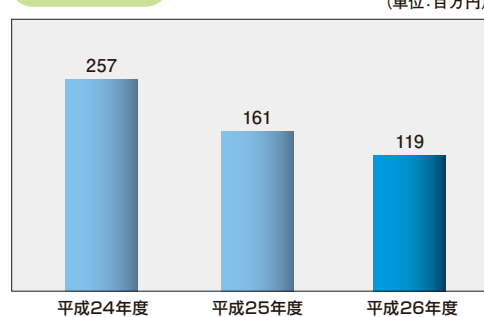
経常収益



経常利益



当期純利益



◆経常収益とは
資金運用収益(貸出金利息や有価証券利息配当金等)、役務取引等収益(受入為替手数料等)、その他業務収益(国債等債券売却益等)、その他経常収益(株式等売却益等)を合算したものです。

◆経常利益とは
経常収益から経常費用を引いたもので、毎期繰返す事業活動の結果生じる利益(損失)を表すものです。

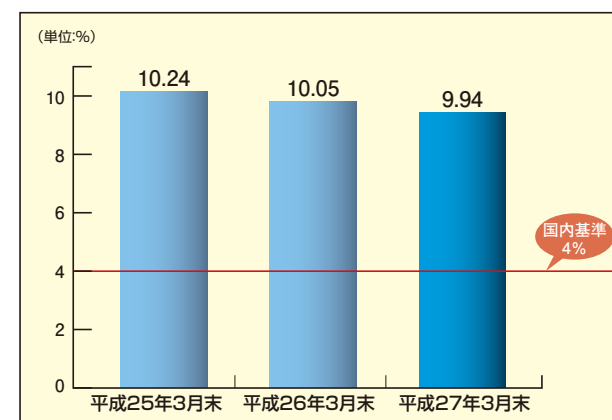
◆当期純利益とは
経常利益に、その年に特別に発生した利益と損失(特別利益、特別損失)及び法人税等を加減したものが最終的な利益である「当期純利益(損失)」になります。

自己資本比率の状況

当期純利益を1億19百万円計上し内部留保の積み上げを図ったほか、普通出資の増資を行ったことから、自己資本額(分子)が77億17百万円となる一方、リスク資産等(分母)が776億25百万円となり、自己資本比率は前期末に比べ0.11ポイント低下して9.94%となりました。これは、国内基準である4%を大幅に上回る水準であり、当金庫の財務基盤はご安心いただけるものとなっています。

なお、平成26年3月期より新しい自己資本規制(バーゼルⅢ国内基準)に基づき、計算上これまで分子に算入していた劣後債などを除外し、事業を継続する中で、損失を吸収できる質の高い資本のみで構成される資本(コア資本)を分子として計算しています。

自己資本比率の推移

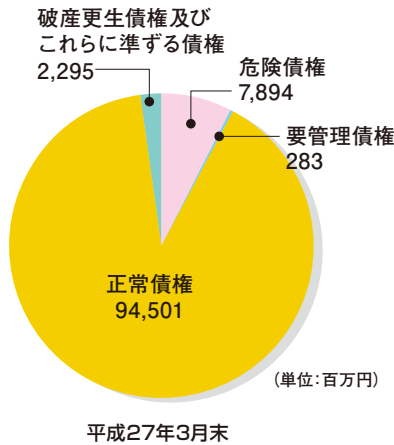


不良債権の状況

金融再生法による開示債権及び同債権に対する保全状況

(単位:百万円、%)

平成27年3月末	開示残高 (A)	保 全 額 (B)			保全率 (B)/(A)	引当率 (D)/(A-C)
			担保・保証等による 回収見込額(C)	貸倒引当金(D)		
金融再生法上の不良債権	10,473	9,503	7,753	1,749	90.73	64.33
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,295	2,295	1,666	629	100.00	100.00
危険債権	7,894	7,051	6,010	1,040	89.32	55.26
要管理債権	283	155	76	78	54.98	38.23
正常債権	94,501					
合計	104,975					



破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権(以下、破産更生債権等という)です。

要管理債権

自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものをいいます。

危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、破産更生債権等、危険債権、要管理債権以外の債権をいいます。

事業の展望および当金庫が対処すべき課題

平成27年度の日本経済を展望すると、原油等のエネルギー価格下落が家計部門に恩恵をもたらすこと、今春闘で大企業中心にベアが容認されるなど雇用・所得環境が改善傾向にあり、個人消費の回復が期待されること、日本銀行の金融緩和継続により円安基調が継続し、輸出の一層の回復が期待されること、などから景気は停滞局面を脱し再び成長軌道に復帰する可能性が高いものと思われます。

一方、金融機関の事業環境は緩やかな景気回復の継続により一定の資金需要が期待できるとはいえ、地方経済にあっては、高齢化や人口の減少、産業の空洞化といった従来からの構造的な問題が存在し、依然として資金需要の盛り上がりには欠ける状況が継続するものと思われます。加えて、低金利の継続によって、貸出先競合に伴う金利競争など基幹業務の収益を圧迫する状況が相当期間続くものと見込まれます。

このような状況のなか、当金庫は経営理念である相互扶助の実践、地域社会との共生、環境問題をはじめとする社会貢献活動の積極的な推進等、信用金庫としての社会的責任と公共的使命を果たしていくことが肝要であります。このため、平成27年度もコンサルティング機能を一層強化して地域経済を支える中小企業の再生や経営支援に取り組むとともに、起業・創業や事業継承等を積極的に支援してまいります。



内部管理態勢の整備

内部管理態勢とは、金融機関のみならず、あらゆる事業体がその事業目的を適正に達成するために、その組織内において適用されるルールや業務プロセスを整備し適正に運用するシステムをいいます。

金融機関にとって内部管理態勢の整備は経営の根幹をなすものであり、また安全かつ健全な業務を行うための基盤となるものです。具体的には、コンプライアンスの徹底、リスク管理の高度化への対応、お客さま保護態勢の強化などに取り組むことにより、持続的成長を支える強固な経営基盤を整備・構築してまいります。

経営管理(ガバナンス)態勢

●理事会

理事会は、全理事および監事(非常勤含む)で構成し、当金庫の業務遂行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督しております。

理事会は、原則、月1回開催しております。

●常勤理事会

常勤理事会は、常勤理事の全員および監事で構成され、理事会の決議した方針に基づき、当金庫の業務推進に関わる基本方針および経営計画に関し、協議を行うとともに、金庫業務全般の管理・統括を行っております。

常勤理事会は、原則、週1回開催しております。また、必要に応じて臨時開催しております。

●監事会

監事会は、常勤監事1名および非常勤監事2名により構成され、監査方針、監査計画に基づき、理事の職務執行や内部統制の整備、運用状況などについて厳正な監視を行っております。

監事会は、原則、理事会当日に開催しております。また、必要に応じて臨時開催しております。

●内部監査

内部監査は、監査対象の被監査部門から独立した組織である監査部が、内部管理態勢の適切性、有効性を検証・評価し、問題点の発見・指摘にとどまらず、問題点の改善方法の提言を通じて経営目標の効果的な達成および適切なリスク管理に資することを目的として、営業店および本部の監査を実施しております。

●各種委員会

当金庫の各種委員会は、業務執行状況の把握、法令等遵守、各種リスク管理の的確な管理などを目的として、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会、融資特別審議委員会、金利決定委員会等で構成されており、健全で透明性の高い企業風土の確立に努めております。

内部統制基本方針の概要

当金庫は、信用金庫法第36条第5項第5号並びに同法施行規則第23条の規定に基づき、理事会で決議した以下の「内部統制基本方針」に則って、継続的に内部統制の整備を進め、その実効性確保に努めてまいります。

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
6. 前号の職員の理事からの独立性に関する事項
7. 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
8. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

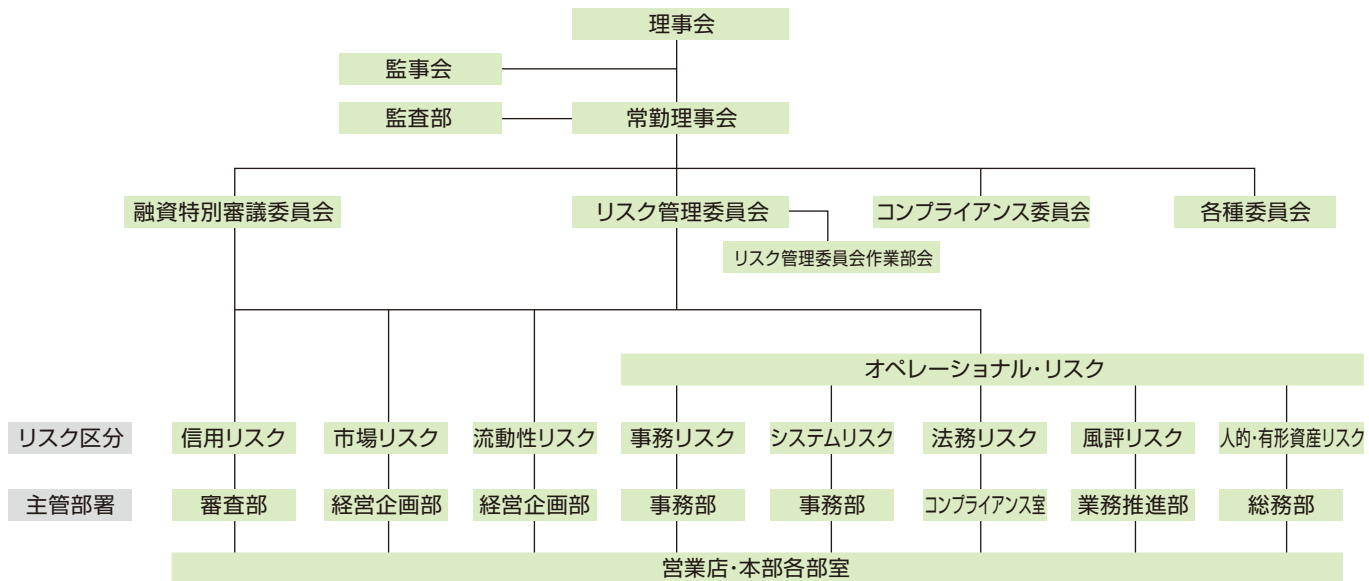
■ リスク管理態勢

金融の自由化、国際化の進展や金融技術・情報技術の発達などにより、金融機関を取り巻く環境は、一段と多様化・複雑化しております。

当金庫では、経営の健全性と適正収益の確保を図るため、リスク管理を経営の最重要課題として位置づけ、各種リスクの状況を正確に把握し、適正にコントロールできるようリスク管理態勢の強化・充実を図っております。

具体的には、統合的なリスク管理に関する組織、事務分掌および職務権限等を定めた「リスク管理規程」を制定のうえ、年度ごとに「リスク管理方針」を策定し、リスク管理委員会等を中心にリスク管理態勢の強化・充実に取り組んでおります。

■ リスク管理のための組織図



【信用リスク】

信用リスクとは、お取引先の倒産や経営の悪化により、貸出金などの元本や利息の回収が困難になり、損失を被るリスクのことです。当金庫では、融資に関する基本原則を遵守し、事業計画や資金使途の妥当性、返済能力などを総合的に評価し厳正な審査・管理を実施しております。

【市場リスク】

市場リスクとは、金利、株価、為替等の変動により保有している金融資産・負債の価値が変動し、収益が不安定となるリスクのことです。当金庫では、市場リスク量の現状把握を行い、経済や金利の見通し等に基づいて、運用・調達の運営方針を決定しております。また、経営体力や期間収益に照らして、より適切な対応がとれるようリスク計測手法の向上に努めております。

【流動性リスク】

流動性リスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや、予期せぬ資金の流失等により、決済に必要な資金調達に支障をきたしたり、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされる等により、損失を被るリスクのことです。当金庫では、資金繰りの状況を定期的に把握し、預金に対する支払可能資産の保有割合(支払準備率)により、適正な流動性の維持、管理を行っております。

【オペレーショナル・リスク】

○事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは、事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当金庫では、監査部による監査を実施する一方、営業店・本部に自店検査を義務付け事務の堅確化に努めております。また、各種研修及び臨店指導を通じて事務処理能力の向上に努め、事故の未然防止に努めております。

○システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムの障害または誤作動、システムの不備、不正使用などにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当金庫では、信金共同事務センター(西日本センター)に加盟し、バックアップ体制の確保、システム障害発生時の対応体制および情報保護の組織体制の整備等により管理に万全を期しております。

○法務リスク

法務リスクとは、法令や契約に違反すること、不適切な契約を締結すること、その他法的原因により損失を被るリスクのことです。当金庫では、「法務リスク管理要領」に基づき、主管部署としてコンプライアンス室を設置し、コンプライアンス委員会と連携した管理体制を構築しております。

○風評リスク

風評リスクとは、マスコミ報道・評判・風説・風評等がきっかけとなり、損失を被るリスクのことです。当金庫では、「風評リスク管理要領」に基づき、本部各部室が不断にモニタリングを行い、当金庫の経営に重大な影響を及ぼすと思われる事項について、速やかに対策がとれるよう適切な管理体制を構築しております。

■ コンプライアンス態勢

■ コンプライアンスの運営体制

当金庫はコンプライアンス推進のため以下の諸施策を実践しています。

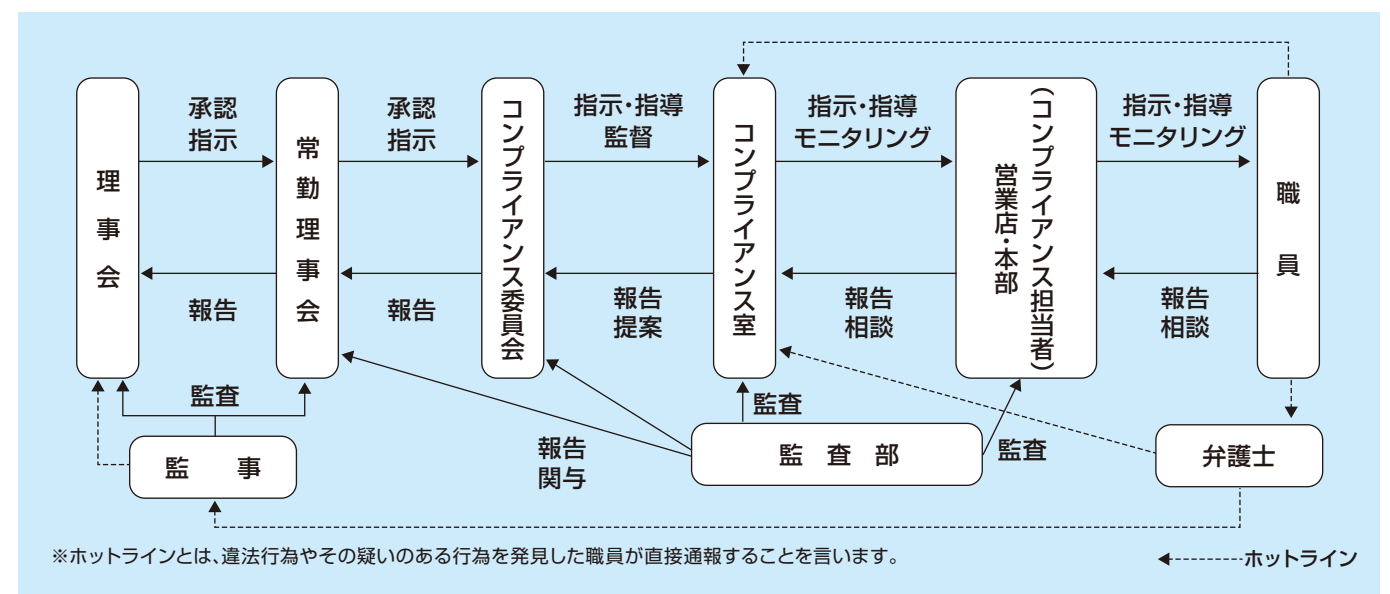
- 1.「コンプライアンス憲章」、「コンプライアンス行動規範」を制定し、コンプライアンス重視の経営方針と役職員の行動基準を明示しております。
2. 法令等遵守に関する企画・立案、諸施策の管理や職員のコンプライアンス意識の高揚を図るために教育・啓蒙等を行っております。
3. コンプライアンスを徹底するための具体的な実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を策定しております。
4. 業務推進上遵守すべき諸規則及び実践するコンプライアンス・マニュアル等を策定・見直しし、全役職員に配付しております。
5. 役員・管理職を対象に外部講師による集合研修の実施や本部各部・営業店での内部研修等を実施し、コンプライアンスの強化を図っております。
6. 監査部が実施する内部監査項目にコンプライアンスに関する事項を織り込み、各種規則・法令等遵守状況等のチェックを行っております。
7. 法令違反等の未然防止と早期発見を目的に内部通報制度の充実に努めております。
8. 職員の倫理並びにコンプライアンス・マインドを向上させるために本部・各営業店にコンプライアンス担当者を配置し、倫理及び法令等遵守状況のチェックを実施しております。

◎当金庫は、今後も関連部門の連携強化及び役職員に対する教育を徹底し、全役職員一丸となってコンプライアンスの更なる向上に努めてまいります。

■ コンプライアンス憲章

1. 当金庫の経営陣は、コンプライアンスの中核としての役割を全うするとともに、確固たる企業倫理と遵法精神に則って経営にあたります。
2. 当金庫の役職員は、信用金庫の社会的責任と公共的使命を果たすうえで、コンプライアンスが全ての事業活動の根幹であることを理解し、法令、金庫内ルールはもとより、社会的規範についても厳格に遵守します。
3. 当金庫の役職員は、事業活動に関係する法令等の知識習得を図り、お取引先との金融取引等に際して、誠実かつ公正な業務執行とサービスの向上に努めます。
4. 当金庫の役職員は、経営情報の適切な開示に努めるとともに、お取引先に関する情報の管理には万全を期し、外部への情報漏えいを防止します。

■ コンプライアンス体制図



■ お客さま保護に向けた取組み

■ 顧客保護等管理方針

当金庫は、法令やルールを厳格に遵守し、社会規範に則り、誠実かつ公正な企業活動を遂行します。また、お客さまの正当な利益の保護や利便性の向上にむけて継続的な取組みを行ってまいります。

1. 当金庫は、お客さまへの説明を要する全ての取引や商品について、そのご理解やご経験・ご資産の状況等に応じた適正な情報提供と商品説明を行います。
2. 当金庫は、お客さまからのご意見や苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまのご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客さまの正当な利益が保護されるように努めてまいります。
3. 当金庫は、お客さまの情報を、適性かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き利用目的の範囲を超えた取扱いやお客さまの同意を得ることなく外部への提供を行いません。また、お客さまの情報を正確に保つよう努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流出・紛失等の防止のため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。
4. 当金庫が行う業務を外部業者に委託するにあたっては、お客さまの情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう努めてまいります。
5. 当金庫は、お客さまとの取引にあたって、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、お客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。

※本方針において「お客さま」とは、すでに当金庫をご利用されている方およびご利用しようとされている方（申し込み手続き等を開始されている方）を意味します。

※お客さま保護の必要性のある業務は、与信取引、預金等の受け入れ、金融商品の販売、仲介、募集等のお客さまと当金庫との間で行われるすべての取引に関する業務です。

■ 金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」にもとづき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正な確保を図ることといたします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。
その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明いたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。

※金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

■ 利益相反管理の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、当金庫が定める庫内規程に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」といいます。)し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、お客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ① 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ② 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - ④ その他お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ① 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - ② 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - ③ 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - ④ 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署・責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。
また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規程等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

金融分野における裁判外紛争解決制度(金融ADR制度)への対応

■ 苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日(9時～17時)に営業店(電話番号は23ページ参照)またはコンプライアンス室(電話:0853-20-1000)にお申し出ください。

■ 紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記コンプライアンス室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出があれば、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫コンプライアンス室」にお尋ねください。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、「コンプライアンス行動規範」「コンプライアンス規程」「反社会的勢力対応規程」等に則り、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保するとともに、関連部署の円滑な連携・協力体制のもと組織全体で対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供や不適切・異例な取引および便宜供与は絶対に行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、警察、暴力追放県民センター、弁護士などの外部専門機関等と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。



トピックス

■ 一年間のあゆみ (平成26年4月～平成27年3月)

平成26年	
4月	・東日本大震災義援金の取扱期間の延長(平成27年3月31日まで) ・しんきん保証基金「シニアライフローン」の取扱開始 ・プロパー創業支援ローン「グロース」の発売
5月	・第34回出雲・平田・簸川地区スポーツ少年団野球大会の開催 ・金利上乗せ定期預金「夏トク6」の発売 ・クールビズの実施(5/1～10/31)
6月	・夏季資金の取扱開始(6/1～8/29) ・個人向けローン優遇金利キャンペーンの実施(6/2～11/28) ・信用金庫の日(お客さま感謝イベント、清掃活動、献血運動) ・第40期通常総代会の開催
7月	・豪雨災害義援金(南陽市)の受付開始
8月	・24時間テレビチャリティー募金箱設置に協力 ・島根県信用金庫親善野球大会優勝 ・第34回大田市民のまつり「天領さん」に参加 ・豪雨災害義援金(広島市、福知山市、丹波市)の受付開始
9月	・中学生職場体験の受入れ

10月	・第4回山陰しんきんビジネスフェアの開催
11月	・ウォームビズの実施(11/1～3/31) ・「しんきんファミリーサポート定期積金」の発売 ・年末資金の取扱開始(11/4～12/30) ・江津市コミュニティセンターに店外ATMを設置 ・桜江支店廃止に伴い江津支店へ統合 ・西支店廃止に伴い小山支店へ統合
12月	・NHK「歳末たすけあい」及び「海外たすけあい」の取扱(12/1～12/25) ・金利上乗せ定期預金「とくとく6」の発売 ・「お客さまアンケート」の実施(12/22～1/30)
平成27年	
1月	・「特殊詐欺」注意喚起チラシを全店に備え置き
2月	・ローン団体扱家庭用火災保険の取扱開始 ・ウィルス検知セキュリティソフトウェアの導入
3月	・日本赤十字社の献血サポーターとして当金庫本店で献血を実施

【信用金庫の日】

6月15日の「信用金庫の日」に併せ、各店でイベントを開催し、お客様への日頃の感謝の意を表しました。



【観光誘客への取組み】

他県信用金庫の年金サービス等で島根県へ足を運ばれる団体観光客に対し、到着地において歓迎することで訪れる方への感謝の意を表す“おもてなし”を行っています。平成26年度においては、全国から10信用金庫・約3,700名の方々が島根県を訪れました。



【各種ビジネスフェアの開催及び参加】

第4回「山陰しんきんビジネスフェア」への参加・開催により、お取引先にビジネスチャンス拡大の場を提供しました。



社会貢献活動

中央しんきんでは、地域のための協同組織金融機関として、良質な金融サービスの提供だけでなく、地域の文化や経済の発展に少しでも貢献したいと考え、積極的な活動を展開し、地域との結びつきを大切にして「心 ふれあい 親・近・感」をモットーに地元を愛し、愛される信用金庫を目指しています。

環境・福祉活動への取組み

清掃活動、献血活動の実施



石見銀山公園、大社町稲佐の浜海岸及び店舗周辺の清掃活動を実施しました。



地域社会の皆さまの健康な暮らしに貢献するため、永年にわたり献血事業へ協力しております。また、日本赤十字社の献血サポーターに登録しております。



地域行事・イベントへの参加

大田市民のまつり「天領さん」に参加

大田市の夏恒例のイベント「天領さん」に今年も多数の役職員が参加し天領踊りで祭りを盛り上げました。



スポーツ振興への支援

出雲・平田・簸川地区スポーツ少年団野球大会の主催

次世代の人材育成のため、子ども達の活動を支援しています。5月3日～5日に出雲ドームを主会場として23チームによる熱戦が繰り広げられました。



フリーローン
はやはや

スピード回答！
(最短60分)

FAXで
簡単お申込！

- お使いみち自由！
ローン・クレジット等のおまとめも可能！
- 主婦・パート・アルバイト・年金受給者の方も
お申込できます！

ご融資金額 **最 300万円まで**

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況 平成26年度の実績

島根中央信用金庫は、地域社会の発展に貢献し、ともに成長することを経営理念に定めています。中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みにおいて、地域の中小企業や個人のお取引先等に対し円滑な資金提供をするとともに、ニーズや課題に合わせたきめ細かな対応をおこなっていくことで、信用金庫としての「使命」を果たしてまいりました。しかしながら、地域経済社会の現状は、円安、株高基調は続いておりますが、平成26年4月の消費税引上げ、円安による資材高騰の影響で個人消費の低迷により売り上げ不振や収益の悪化など事業活動をめぐる状況は引き続き厳しい状況にあります。こうした状況の下、当信用金庫は会員たる中小企業等の皆様に必要な資金を安定的に供給し、必要に応じ経営改善支援を行うなど、課題解決型金融の実践に努め、地域とともに歩んでおります。

顧客のライフステージ等に応じた支援

1. 経営改善支援指導の強化の取組みにおいて、中小企業再生支援協議会との連携、外部機関と協力し、経営アドバイスや改善策、経営情報等を提供する経営セミナー(個別相談会含む)を開催し、経営改善支援体制を構築し、経営改善計画策定支援に取り組んでいます。

経営セミナー	島根県と合同でのITセミナー 平成26年11月18日:43名参加 ・「今日活用してみたくなる中小企業 IT~ちょっとした頑張りが大きな革新へ」 ・「Web、SNS、クラウド、タブレットはどう使う?~ITコーディネーターと一緒にITの利活用」 日本政策金融公庫との共催経営力向上セミナー 平成27年3月3日:30名参加 ・「倒産から学ぶ企業経営の極意!」 食品展示・商談会の有効活用セミナー 平成26年7月17日(浜田会場) 平成26年7月24日(松江会場) ・「展示・商談会を有効に活用するために」 ・「商品コンセプトとパッケージデザイン」
外部連携	島根県経営力強化アドバイザー派遣事業など77件の外部連携を実施

2. 情報提供機能の強化並びに経営相談能力の向上の取組みでは、信金業界と協力し、取引先の販路拡大のためビジネスフェアマッチングサービスを実施しております。又、平成26年9月から11月にかけて、埼玉縣信用金庫の年金旅行に際し、山陰旅行のお土産として取引先の商品を掲載したカタログを作成・販売し売上増加に協力しました。

山陰しんきんビジネスフェア	平成26年10月24日~25日:139社参加 合同商談会(成立162件)、商品展示、即売会
信金発!地域発見フェア(東京ドーム)	平成26年11月12日~13日:1社参加
信用金庫ビジネスマッチング(全国)	ビジネスマッチング情報を2件掲載しました
(株)イブロスとの連携	平成27年1月:1社参加 製造業製品・技術データベースサイト「イブロス製造業」への登録

3. 創業・新事業支援の強化の取組み

創業・新事業支援	27件 378百万円
----------	------------

4. 成長段階支援実績

販路開拓・新製品開発等支援	1件 30百万円
---------------	----------

5. M&A支援実績

M&Aにつながった支援	1件
-------------	----

6. 不動産担保や個人保証に必要以上に依存しない融資実績

動産・債権譲渡担保融資実績	4件 161百万円
---------------	-----------

7. 経営者保証ガイドラインに基づく財務特約条項付き融資

停止条件付連帯保証契約	4件 185百万円
-------------	-----------

地域の面的再生への積極的参加

島根県と「産業振興に関する協定書」を締結し、信用金庫の全国のネットワークを利用した年金旅行等団体旅行客の誘客を目指す取り組みを実施しています。

1. 信用金庫ネットワークを利用した年金旅行・旅行友の会の島根県への誘致

年金旅行・旅行友の会	10信用金庫 3,703名
------------	---------------

2. 地域の問題・課題解決のために取組む事業への支援

NPO法人等への支援	2件 25百万円
------------	----------

3. 商工会議所・商工会等との協力による活性化支援および連携

商工会議所等との連携	26件
------------	-----

経営改善支援の取組み実績

経営改善支援の取組みは、支援対象先104先のうち、支援先および実抜計画策定先45先に対して取組みを行い4先のランクアップとなりました。また、45先全先改善計画策定済みとなりました。

	期初債務者数 A	うち経営改善支援 取組み先数 α	αのうち期末に 債務者区分が ランクアップした先数 β	αのうち期末に 債務者区分が変化 しなかった先数 γ	αのうち 再生計画を 策定した先数 δ	経営改善支援 取組み率 α/A	ランクアップ率 β/α	再生計画策定率 δ/α
正 常 先	①	1,536	1		1	0.1%		100.0%
要 注 意 先	②	360	33	1	29	9.2%	3.0%	100.0%
	③	6	1	1	0	16.7%	0.0%	0.0%
破綻懸念先	④	198	9	2	5	4.5%	22.2%	100.0%
実質破綻先	⑤	67	1	0	1	1.5%	0.0%	0.0%
破 綻 先	⑥	22	0	0	0	0.0%	—	—
小 計(②~⑥の計)		653	44	4	35	6.7%	9.1%	100.0%
合 計		2,189	45	4	35	2.1%	8.9%	100.0%

(注)・期初債務者数及び債務者区分は26年4月当初時点で整理しております。
・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含みません。
・βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しております。
なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はαに含めるもののβに含みません。
・期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含みます。
・期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分に従って整理しております。
・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含みません。
・γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載しております。
・みなし正常先については正常先の債務者数に計上しております。
・「再生計画を策定した先数δ」=「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」+「RCCの支援決定先」+「金融機関独自の再生計画策定先」

金融円滑化に向けた取組み

島根中央信用金庫(理事長 嶋章好)では地域金融機関の社会的役割として、地域経済の活性化、中小企業の育成支援強化、金融の円滑化に真摯に一貫して取り組んでまいりました。当地域経済の状況は、円安、株高基調は続いておりますが、平成26年4月の消費税引上げ、円安による資材高騰の影響で個人消費の低迷により売り上げ不振や収益の悪化など事業活動をめぐる状況は引き続き厳しい状況にあります。

こうした状況の下、当信用金庫は会員たる中小企業等の皆様に必要な資金を安定的に供給し、必要に応じ経営改善支援を行うなど、課題解決型金融の実践に努め、地域とともに歩んでおります。

1. 取組みの策定

- (1)取組みの方針

当信用金庫は、非営利の協同組織金融機関として、相互扶助の経営理念の下、こうした取組みを自らの社会的使命と考えており、内外の経済情勢等に左右されることなく、これからも愚直に実践していく所存です。

したがって、中小企業金融円滑化法の期限到来後も、会員たる中小企業等から貸付条件の変更等の申し出があった場合には、それを真摯に受け止め、貸出先の抱えている課題を十分に把握したうえで、その解決に向け、必要に応じて外部専門家や外部機関等も活用しつつ、引き続ききめ細かな対応を行ってまいります。

- (2)取組み体制の概要

当金庫は上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり必要な体制整備をいたしました。

- ① お客様サポート体制

ア.本部の体制

平成21年12月8日に金融円滑化を図るための体制整備ならびに実施に関して統括管理責任者を担当役員(専務代表役員)とし、法人・個人に係る関連部署で組織横断的に「金融円滑化対応チーム」を設置し、これまで以上にきめ細やかに対応する体制整備をいたしました。又、中小企業のお客様に対する経営改善支援や事業再生支援を審査部内で連携し取組みます。

イ.営業店の体制

平成21年12月8日に営業部店長を金融円滑化対応責任者、営業店次席者及び融資担当者を金融円滑化担当者とし、お客様のご相談に親身で迅速な対応を進めてまいります。

- ② ご相談受付窓口について

ア.「金融円滑化ご相談窓口」

平成21年12月8日に全営業店に金融円滑化ご相談窓口を開設いたしました。
受付時間 9:00~17:00(平日)

イ.「休日金融円滑化ご相談窓口」を開設いたしました。

平成21年12月~平成22年3月 計15回
現在は、「休日金融円滑化ご相談窓口」は実施いたしていません。

ウ.「金融円滑化ご相談ダイヤル」

平成21年12月8日に本部に金融円滑化ご相談ダイヤルを設置いたしました。
電話番号 :0120-808-614(フリーダイヤル) (平日受付時間9:00~18:00)

- ③ お客様からの貸付条件の変更等に関する苦情相談窓口について
本部担当部署はコンプライアンス室で専用直通電話を設置いたしました。
電話番号 :0120-201-997(直通) (受付時間9:00～17:00)
FAX :0853-22-8873
メールアドレス:s1712003@facetoface.ne.jp
- ④ 取組み方針を実施するための体制整備
当金庫は、上記取組み方針を適切に実施し金融円滑化を実効性あるものにするために「金融円滑化管理方針」「金融円滑化管理規程」「金融円滑化マニュアル」を策定いたしました。

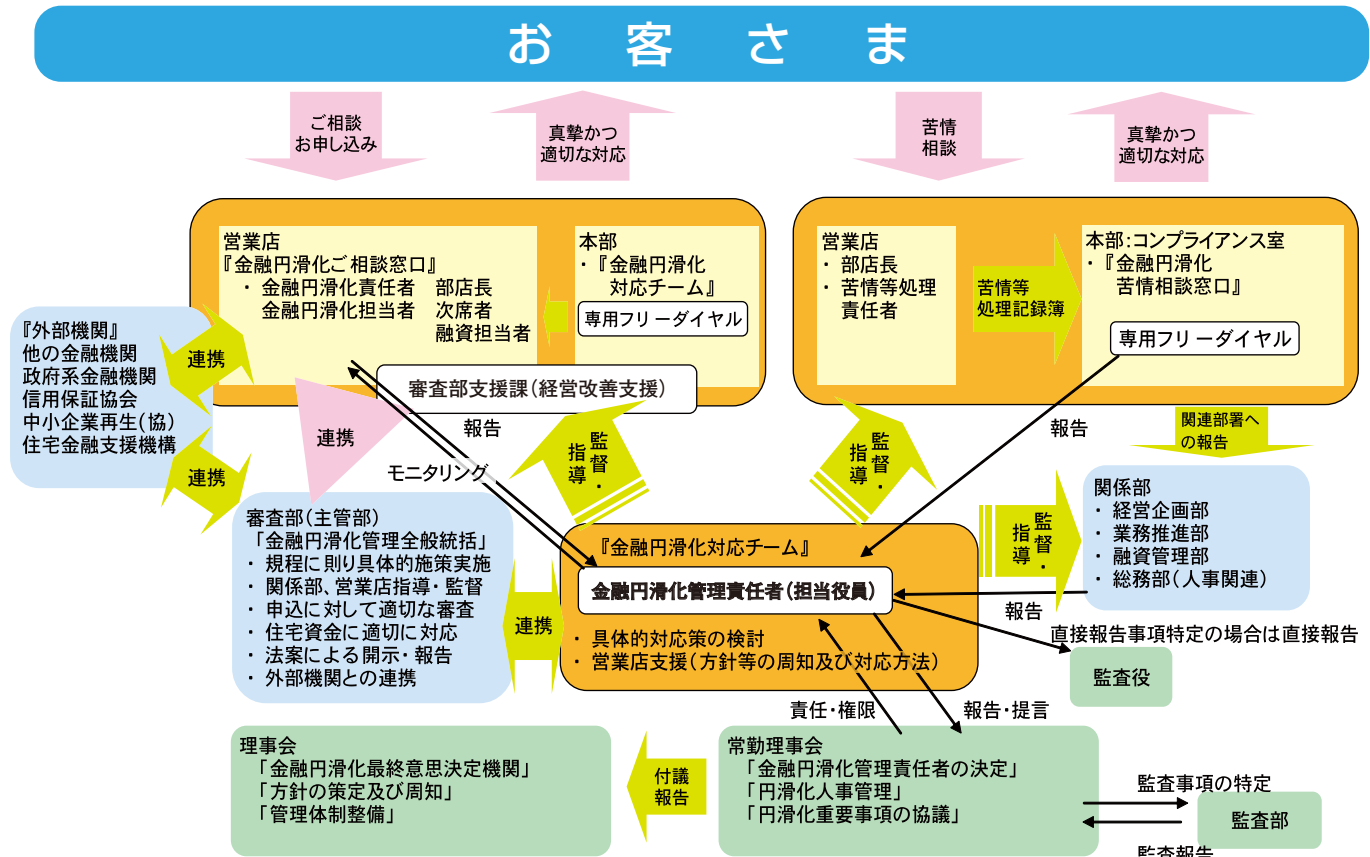
2. 金融円滑化管理に係る体制と役割

- (1)理事会
金融円滑化管理に係る最終意思決定機関を理事会といたします。
①理事会は、当金庫の経営方針及び内部管理基本方針を踏まえた金融円滑化に関する管理方針(以下、「金融円滑化管理方針」という。)を定め、金融円滑化管理方針に基づき「金融円滑化管理規程」を策定します。
②理事会は、金融円滑化管理方針の周知徹底を図るとともに、定期的または必要に応じて管理体制の整備・改善を図るための指示を行います。
- (2)常勤理事会
①常勤理事会は、金融円滑化管理を行うため、金融円滑化管理責任者を定めるとともに、金融円滑化業務に精通した人材の育成、専担者の配置、その陣容、事故防止のための人事管理等の適切な実施を図ります。
②常勤理事会は、金融円滑化管理責任者からの報告に基づき、金融円滑化管理に関する重要な事項について協議し、必要ある場合は理事会に付議・報告することで、管理体制の改善を図ります。
- (3)金融円滑化管理責任者等
金融円滑化管理態勢を整備・確立するための金融円滑化管理全般を統括する部門を審査部とし、金融円滑化管理部門の担当理事を金融円滑化管理責任者としします。
①金融円滑化管理責任者及び金融円滑化管理部門は、「金融円滑化管理規程」及びその他金融円滑化に関する取決めを営業推進部門等の金融円滑化に関連する部門及び営業店等の金融円滑化に関する業務に従事する職員に遵守させるための具体的施策を実施します。
②金融円滑化管理責任者等は、関係業務部門及び営業店等に対し、金融円滑化の適切な実施を確保するための具体的な方策を指示、管理します。
- (4)担当部署等
①金融円滑化の観点から新規融資や貸付条件の変更等の申込み等に対する適切な審査が行われることを確保するため、審査部は、定期的または必要に応じて随時、融資審査基準及び与信管理方法の見直しを行います。
②金融円滑化の観点から新規融資や貸付条件の変更等の申込み等に対する顧客説明及び顧客サポートの適切性・十分性を確保するため、金融円滑化管理責任者、金融円滑化対応チーム、金融円滑化責任者及び金融円滑化担当者は連携して顧客保護を図るための取組みを行います。
③顧客の経営相談・経営指導及び経営改善を図るため、審査部内で連携し、きめ細かな支援の取組みを行います。
- (5)報告体制
関係業務部門及び営業店等は、定期的にまたは必要に応じて随時、金融円滑化管理責任者等に対して金融円滑化関連情報を報告し、金融円滑化管理責任者は、定期的にまたは必要に応じて随時、理事会、常勤理事会及び監事等に対して金融円滑化関連情報または金融円滑化管理の状況について報告を行います。
- (6)記録・保存
①営業店においては債務者から貸付条件の変更等の相談があった場合には、後日検証できるように内容を「金融円滑化相談・申込み記録簿」に記録し内容意見を付して営業店長に報告し、その後は進捗状況を管理し長期末処理を防止します。(「金融円滑化相談・申込み記録簿」5年間保存)
②貸付条件の変更等申込みを謝絶した場合又は債務者が取下げた場合、並びに苦情相談を受けた場合には、その理由や内容等を可能な限り具体的に記録保存します。

3. 苦情相談を適切に行うための体制

- (1)本部の体制
債務者の利便向上のため、本部担当部署をコンプライアンス室と定め、お客様からの貸付条件の変更等に係る相談窓口として専用フリーダイヤルを設置し、当信用金庫ホームページに掲載し周知を図りました。
電話番号 :0120-201-997(直通) (受付時間9:00～17:00)
FAX :0853-22-8873
メールアドレス:s1712003@facetoface.ne.jp
- (2)営業店の体制
苦情等の申し出については原則として苦情等対処責任者(次席者・担当役席者)が、迅速・誠実に対応し、既存の「苦情等対処規程」のスキームに則り適切に対応いたします。
- (3)記録・保存
貸付けの条件変更等に関する苦情相談を受けた場合には、内容を可能な限り具体的に記録し、5年間保存します。

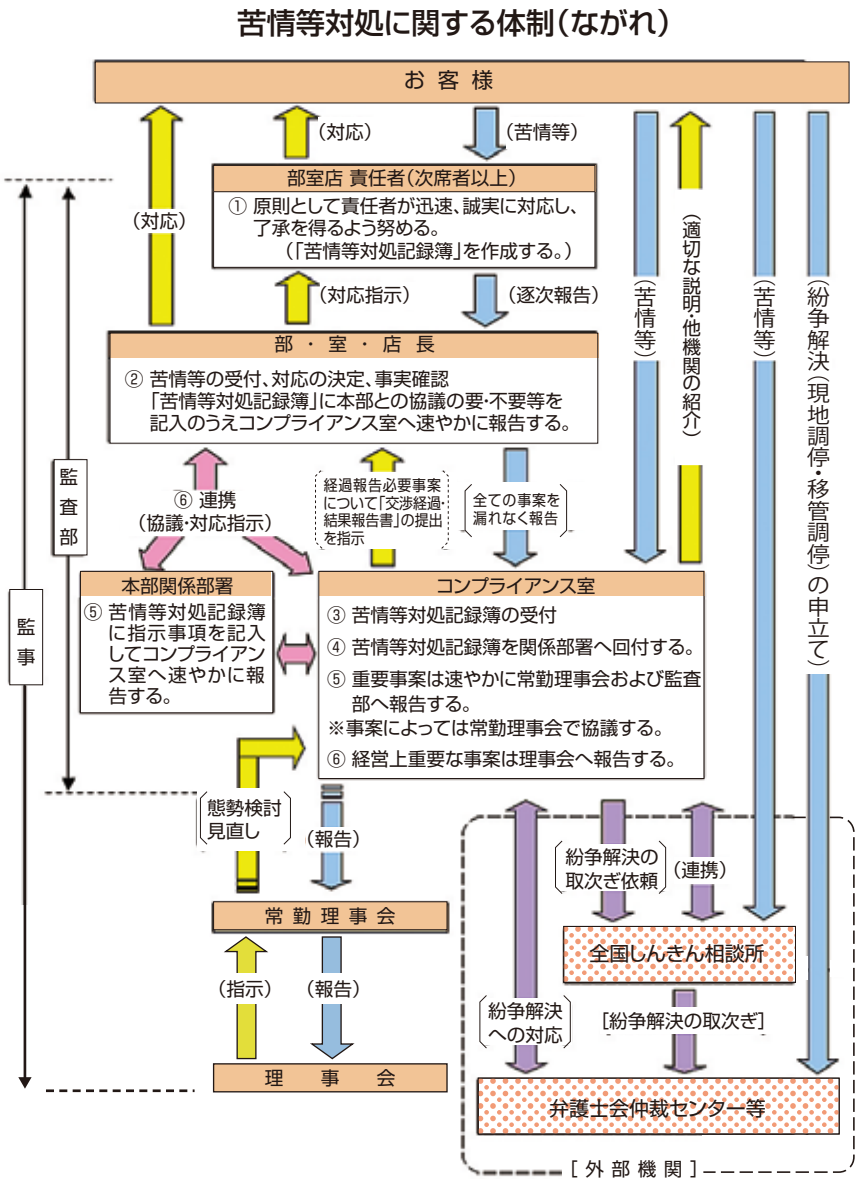
金融円滑化体制の概要



4. 改善又は再生のための支援体制

- (1)経営指導、経営改善支援の取組み
中小企業のお客様には継続的な企業訪問等を通じて、企業の技術力、販売力といった定性的な情報も踏まえて経営実態の把握に努め、事業のライフサイクルに応じたきめ細かな経営相談、経営指導、経営改善計画の策定支援等を通じて、関係金融機関等との連携を十分に図りながら、金融仲介機能コンサルティング機能を発揮し積極的に事業改善、事業再生に取り組めます。
- (2)当信用金庫支援体制
当信用金庫は経営指導、経営改善支援、再生支援を行うための部署を審査部支援課として従前より企業支援に注力しており、「金融円滑化対応チーム」に審査部支援課全員参加し、今後においても、より一層取組みの強化を図ってまいります。
審査部内での連携、或いは営業店との連携を図り特に貸付条件等の変更を行った債務者には経営状況に関して期中管理を徹底し継続的なモニタリングを通して経営支援に取り組めます。
- (3)外部機関との連携
中小企業再生支援協議会、他の金融機関、信用保証協会等外部機関との連携を深め様々な改善、再生手法の中から最適な手法を活用し中小企業者のお客様の再生に取り組めます。
- (4)経営改善支援・事業再生支援の職員の能力向上に対する取組み
経営相談、経営指導、再生支援の能力向上のため、審査部、融資管理部は人事部門の総務部人事課と連携し、金融円滑化担当者を対象に通信講座の受講によりスキルアップを図るとともに必要に応じて随時教育研修を行い、又、臨店指導やOJTを通して職員のコンサルティング能力の向上に努めます。

※本報告は平成27年3月末の状況に基づき掲載しております。



中小企業金融円滑化の実施状況の概要

厳しい経済情勢の下、お客さまの借入金の条件変更等に関するご相談・お申込みに真摯にお応えするとともに、中小企業のお客様に対する経営相談や経営改善に向けた支援を強化し、更に、住宅ローンのお客さまにはライフプランに即したご提案をさせていただいております。当金庫は、地域経済の発展に寄与するため、これからも金融円滑化にきめ細かく対応してまいります。

下表には平成27年3月31日までの累計件数を記載しております。

	中小企業者	住宅資金借入者
貸出条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	6,598	193
うち、実行した件数	6,342	139
うち、謝絶した件数	154	36
うち、審査中の件数	15	1
うち、取下げした件数	87	17

※「謝絶」とは、申込みを受けて審査の結果「実行」に至らなかった貸付債権、「取下げ」とは、お客様の意思で申込みを取りやめた貸付債権をいいます。

役員・組織

役員一覧

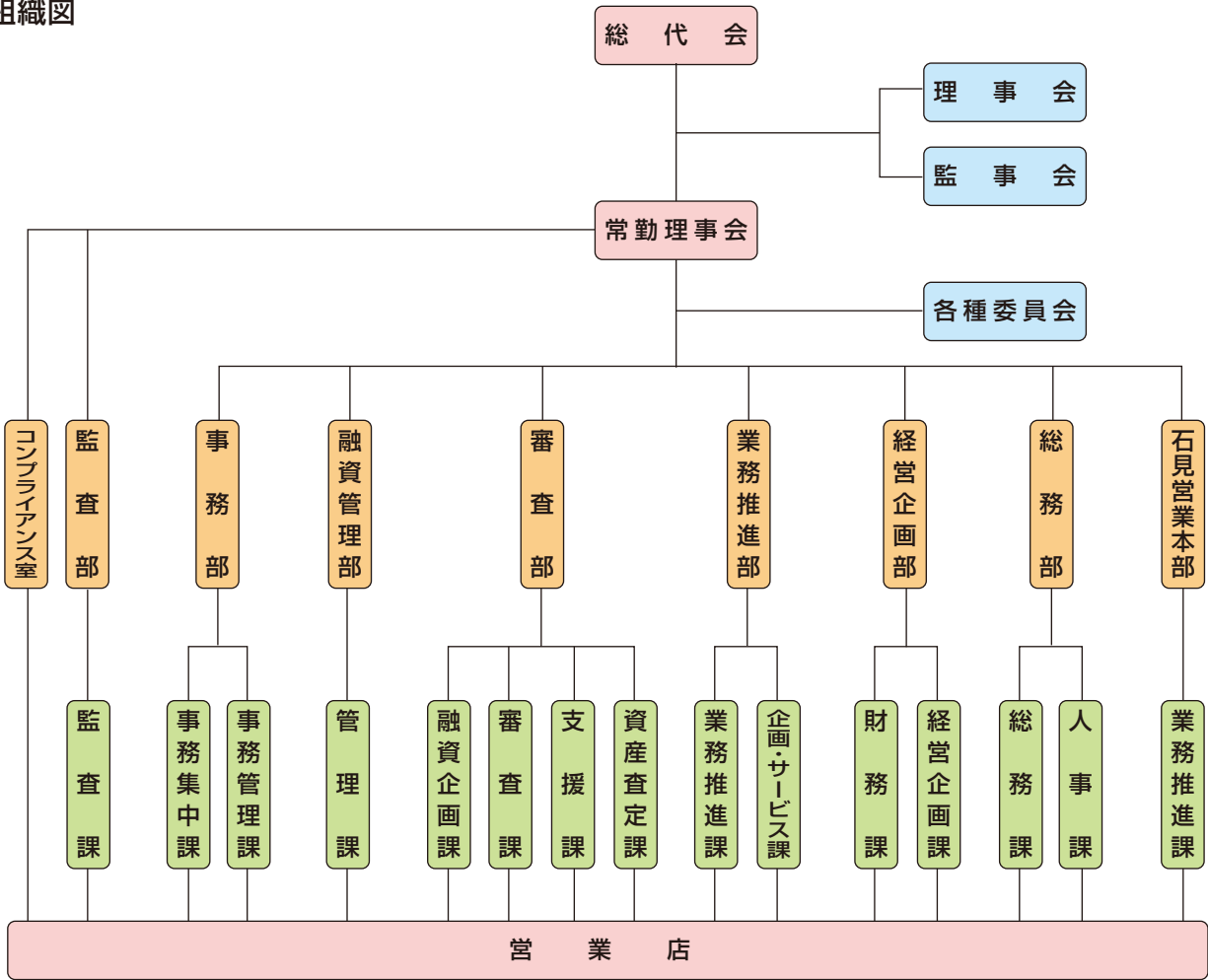
(平成27年6月26日現在)

理事長 (代表理事)	的 場 章 好	理 事	江 田 小 鷹	常勤監事	高 橋 一 志
副理事長 (代表理事)	木 佐 明 宏	理 事	寺 戸 隆 文	員外監事	福 田 真 也
常務理事	安 井 尚 之	理 事	小 川 良 知	員外監事	川 上 眞 次
常勤理事	田 中 敏 行	理 事	中 筋 豊 通		
常勤理事	飯 塚 勝 利	理 事	遠 藤 充 子		
		理 事	福 代 明 正		
		理 事	三 吉 庸 善		
		理 事	勢 田 房 行		

会計監査人の氏名又は名称

有限責任監査法人トーマツ (平成27年3月末現在)

組織図



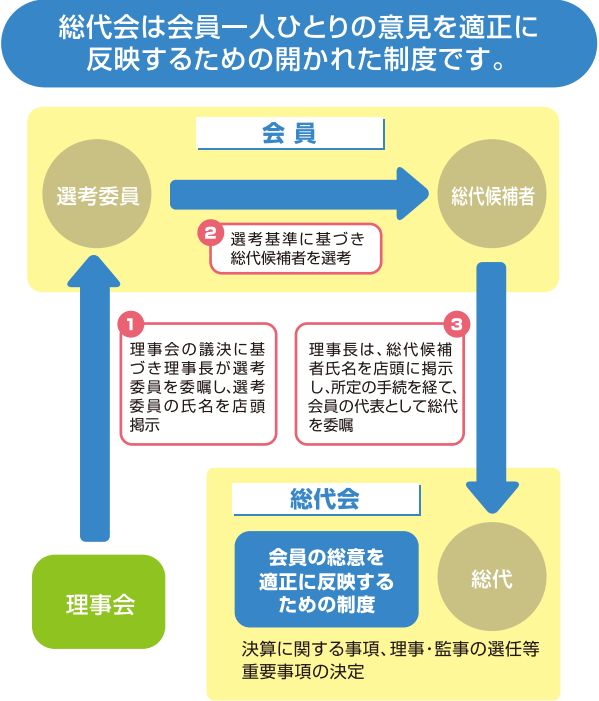
総代会の仕組みについて

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互惠」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、定款変更、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、様々な経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望については、お近くの営業店までお寄せください。

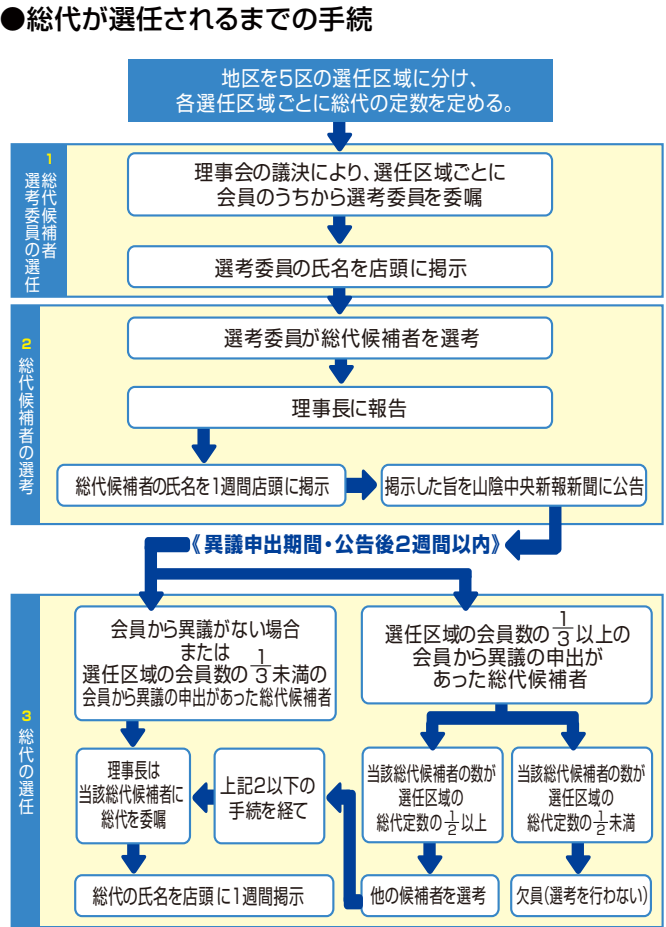


総代候補者の選考基準

- (1) 資格要件
- ① 当金庫の会員であること。
 - ② 総代就任時年齢が満72歳未満の会員であること。
- (2) 適格要件
- ① 当金庫の理念・使命をよく理解していること。
 - ② 良識を持って正しい判断ができる人であること。
 - ③ 地域における信望が厚く総代として相応しい人であること。
- (3) その他
- ① 男女共同参画社会への適応を図るため、女性総代の選任に努めるものとする。

総代とその選任方法

- (1) 総代の任期・定数
- ① 総代の任期は3年です。
 - ② 総代の定数は、120人以上150人以内で、会員数に応じて各選挙区域ごとに定められております。なお、平成27年3月31日現在の総代数は118人で、会員数は30,401人です。
- (2) 総代の選任方法
- ① 会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
 - ② 選考基準に基づき、選考委員会にて総代候補者を選考する。
 - ③ 総代候補者を、会員が信任する。(会員は異議の申立てができる。)



第41期通常総代会の決議事項(開示)

総代会開催日 平成27年6月26日(金)

第41期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認・可決されました。

- (1) 報告事項
- 第41期業務報告、貸借対照表および損益計算書の報告について
- (2) 決議事項
- 第1号議案 第41期剰余金処分案承認について
 - 第2号議案 定款の変更について
 - 第3号議案 総代選任規程の改正について
 - 第4号議案 理事の選任について
 - 第5号議案 監事の選任について
 - 第6号議案 退任理事並びに退任監事に対する退職慰労金贈呈について



総代の氏名等

(平成27年5月31日現在) (敬称略)

選挙区域		人数	氏 名
1 区	出雲市	68人	青野 隆一② 吾郷 直之⑤ 荒木 正之② 飯島菊次郎⑦ 池田 哲夫② 池淵 俊雄⑦ 石飛 聡⑥ 石原 一徳② 今岡 一朗② 岩成 健治② 内田 弘⑤ 江角 洋暢② 尾原 邦彦⑧ 小村 隆一⑧ 小村 洋司② 海田 孝雄⑧ 影山 和夫② 金山 治正① 岸 清 逸⑦ 北脇 文久⑧ 木村 茂⑤ 草谷 和子⑧ 桜内 孝好① 佐藤 幸一② 昌子 剛② 須田 信雄② 澄川 達夫⑧ 須山 泰則⑧ 園 裕⑧ 高橋 伸和③ 高橋 理旦⑦ 武永 敏幸② 谷本 幸也③ 土江 正人② 内藤 輝一① 内藤 晴夫④ 中島 雄三② 永田 泊② 中林 敏昭② 成瀬 達郎② 林 不動⑥ 原 幹雄⑧ 原 義昭③ 原木 秀善② 原田 明成① 萬代 輝正④ 日野 友晴③ 樋野 祐二① 平井 昇② 福代 秀洋④ 福田 弘道⑧ 福間 正純① 藤江 信賢① 前島 健二① 丸山 茂⑧ 三加茂吉己⑦ 宮脇 和秀④ 室家 隆一④ 森立 良幸② 森山 信雄⑧ 矢田 信一④ 山尾 哲彦① 山崎 茂樹② 山下 壮一⑧ 山本 成二① 吉川 良一⑧ 和田 晶夫② 渡部 英治⑤
			安達 昌④ 石田真知子⑤ 石橋 秀利⑩ 石本 智章⑥ 小川 俊二② 川口 登④ 郷原 清詞② 竹原鐵太郎⑪ 谷本 隆臣⑦ 知野見哲治② 難波 治夫⑥ 波多野 諭⑥ 平田 満① 福島 和徳⑤ 福田 弘吉① 細田 年成⑥ 堀 博彦⑧ 本 田 実⑧ 森山 賢勝① 山崎 宏隆① 若林 邦宏④ 和田 一成④
2 区	大田市	22人	
3 区	松江市	2人	小山 満② 幡 好明②
4 区	江津市	9人	壺岐 和功② 井上 信治① 尾前 豊④ 木村 博紀⑥ 坂根 敦子① 滝田 久巳④ 濱松 秀俊② 宮津 秀行③ 森下 勝義⑨
5 区	邑智郡 広島県三次市 その他	17人	上里 文江⑤ 池田 宗雄⑦ 石塚 良英⑧ 石橋 純二④ 上原 謙二① 垣崎 正紀④ 河村 健司② 小林 憲治⑥ 斉木 孝② 末田 幸雄⑦ 洲濱 稔② 塚本 博隆④ 野田 修喜⑨ 日高 峻宏⑤ 日野原戦勝② 松岡 義臣⑦ 山根 武文⑬

(注) 1. 氏名の後の数字は総代への就任回数を表しています。
2. 旧出雲信用組合(平成18年11月に合併)より引続き総代に就任いただいている場合は、合併前からの就任回数としております。

〈総代の属性別構成比〉

職業別	法人役員90.7%、個人事業主8.5%、個人0.8%
年代別	70代以上18.6%、60代51.7%、50代18.6%、40代以下11.0%
業種別	製造業18.8%、建設業24.8%、運輸業・郵便業4.3%、卸売業・小売業29.0%、飲食業4.3%、生活関連サービス業・娯楽業2.6%、その他サービス11.1%、その他5.1%

(注) 業種別の構成比は、法人役員、個人事業主に限ります。

店舗一覧表 (平成27年6月30日現在)

休日運行欄 ●印の付いた店舗および店外キャッシュコーナーは土・日・祝日稼動しております。
▲印の付いた店外キャッシュコーナーは土・日曜稼動しております。
◆印の付いた店外キャッシュコーナーは土曜稼動しております。

※山陰合同銀行・島根銀行・他信用金庫カードによる『お引出し』は、当金庫カードと同額の利用手数料となります。
 ※他信用金庫カードによる『お預入れ』の場合は、当金庫カード『お引出し』欄と同額の利用手数料となります。
 ※ゆうちょ銀行カードでの12月31日の取扱いは、上記の曜日に対応する手数料となります。

金庫の主要な事業の内容

- 預金業務

■ 貸出業務

■ 為替業務

■ 証券業務
- 付随業務

■ 主な預金商品
- 送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。また、輸出、輸入及び外国送金等の外国為替に関する各種業務を取扱っております。

国債等の窓口販売を取扱っております。
- その他次の各種業務を取扱っております。

○債務の保証

○有価証券の貸付

○代理業務

・日本銀行蔵入代理店業務

・地方公共団体の公金取扱業務

・(株)日本政策金融公庫、(独)住宅金融支援機構、(独)福祉医療機構等の代理業務

○保護預かり及び貸金庫業務

○両替

○国債等公共債の引受、窓口販売

○保険窓口販売業務

○toto(トト)くじの支払

○電子債権記録に係る業務

商 品 名		内 容 と 特 色	お 預 け 入 れ 期 間	お 預 け 入 れ 金 額
総 合 口 座		一冊の通帳に普通預金、定期預金、自動融資機能をセットした便利な通帳です。日常の出し入れ、公共料金の自動支払い、給与・年金の自動受取りなど家計簿代わりにご利用いただけます。いざというときは、総合口座にお預け入れの定期預金残高の90%、最高200万円までの自動融資もご利用いただけます。		
普 通 預 金		出し入れ自由です。お財布代わりにお使い下さい。	自由	1円以上
普 通 預 金 (無 利 息 型)		普通預金と同様、出し入れ自由でお財布代わりにお使いいただけますが、お利息は付きません。預金保険制度により、全額保護の対象となります。	自由	1円以上
貯 蓄 預 金		出し入れ自由な貯蓄専用の口座です。お預け入れの残高に応じて5段階の適用利率を設定しております。大切なご預金をより有利に運用いただけます。	自由	1円以上
納 税 準 備 預 金		計画的な納税にご利用ください。お利息に税金がかかりません。	●ご入金は自由 ●お引き出しは原則として納税のみ	1円以上
通 知 預 金		お使いみちの決まった資金を短期間にムダなく活かせます。	7日以上	1万円以上
当 座 預 金		商取引にご利用いただく、小切手・手形の支払いのための預金です。	自由	1円以上
定 期 預 金	期日指定定期預金	1年複利で高利回り、1年経てば満期日が自由に決められ、一部お引出しも可能です。	最長3年 (据置期間1年)	100円以上 300万円未満
	ス ー パ ー 定 期	100円からご利用いただけます。個人のお客さまには、期間3年以上について複利型をご利用いただけます。	1ヵ月～5年	100円以上
	変動金利定期預金	市場金利の動きに合わせて、お預け入れ日から6ヵ月ごとに適用利率が変動します。個人のお客さまには、複利型をご利用いただけます。	3年	100円以上
	大口定期預金	1,000万円以上のまとまった資金をご都合にあわせて高利回りで運用できる有利な預金です。	1ヵ月～5年	1,000万円以上
	年金受給者向け「慶 び」	当金庫で公的年金をお受取の方に対し金利を上乗せいたします。	1年・3年・5年	1円以上 350万円以下
	退職金定期預金「浪 漫」	退職金をお預入れされる方に対し金利を上乗せいたします。	1年・3年	100万円以上
	「福祉定期50」	遺族基礎年金・障害基礎年金等をお受取りいただいている方に対し金利を上乗せいたします。	1年	100円以上 300万円以下
定 期 積 金	ス ー パ ー 積 金	目的に合わせて毎月決まった金額を積立てる預金です。	6ヵ月以上5年以下	毎月1,000円以上
	年金受給者向け「ゆ とり」	年金受給者の方に対し、目的に合わせ2ヵ月に1回、決まった金額を積み立てる預金です。	6ヵ月以上5年以内	隔月1,000円以上
	消費税・納税用「らくらく納税積金」	消費税の納税準備のため毎月決まった金額を積み立てる預金です。消費税を納税される法人および個人事業主の方に対し、金利を上乗せいたします。	6ヵ月以上1年以内	毎月1万円以上
財 形 預 金	財 形 年 金 預 金	老後の資産形成のための預金で、財形住宅預金と合わせて元金550万円までの利息が非課税です。	5年以上	1,000円以上
	財 形 住 宅 預 金	マイホーム購入、建替資金形成のための預金で、財形年金預金と合わせて元金550万円までの利息が非課税です。	5年以上	1,000円以上
	一 般 財 形 預 金	お一人で複数契約もでき、お積み立ての目的は自由です。マイホーム購入・ご結婚・ご旅行・教育資金など自由にご利用いただけます。	3年以上	1,000円以上

■ 為替・外貨の取扱い業務

種 類		内 容
内 国 為 替	送金・振込	中央しんきんの本支店はもちろん、日本全国どこでも迅速・正確にご送金・お振込をいたします。また、ATM（現金自動預払機）でのお振込（現金またはキャッシュカード）もお取扱できます。（電信のみ）
	代金取立	手形・小切手などを取立てて、ご指定の口座にご入金いたします。
外 国 為 替	海外送金等を信金中央金庫を通じて取扱っております。	
外 貨 両 替	外国通貨や旅行小切手への両替、また、お持ち帰りの外貨を日本円に両替いたします。	

■ 証券業務

種 類	内 容
国 債	個人向け国債等の販売を行っております。

■ 保険商品販売業務

損害保険商品	商 品 名	ポ イ ン ト
住 宅 ロ ー ン 関 連 の 長 期 火 災 保 険	ローン団体扱家庭用火災保険（しんきんグットすまいる、事業性・賃貸物件）	幅広い補償内容の住宅火災保険
債 務 返 済 支 援 保 険	しんきんグッドサポート	病気やケガで働けなくなった期間の経済支援
傷 害 保 険	しんきんの傷害保険	ケガによる入院・通院を補償
	しんきんの傷害保険（キッズプラン）	ケガによる入院・通院を補償（18歳未満のお子さま向け）
ペ ッ ト 保 険	どうぶつ健保ふぁみりい	ペットのケガ・病気による入院・通院・手術を補償

生命保険商品	商 品 名	保 険 会 社	払 込 方 法
定 額 個 人 年 金 保 険	しんきんらいふ年金FS	フコクしんらい生命保険	一時払型
	&LIFE 個人年金保険	三井住友海上あいおい生命保険	月払型
終 身 保 険	しんきんらいふ終身FS	フコクしんらい生命保険	一時払型
	しんきんらいふ終身S	住 友 生 命 保 険	一時払型
	WAYS	アメリカンファミリー生命保険	月払型・一括払型
医 療 保 険	EVER・もっとやさしいEVER	アメリカンファミリー生命保険	月払型
	&LIFE 新医療保険 A	三井住友海上あいおい生命保険	月払型
が ん 保 険	新 生きるためのがん保険 Days	アメリカンファミリー生命保険	月払型
学 資 保 険	夢みる子どもの学資保険	アメリカンファミリー生命保険	月払型

中央しんきん

フリーローン

役立つ 最高融資額

100万 給与振込指定の方は 円150万円まで

固定金利

年4.5%～8.5%

お使いみち自由!

スピーディ簡単手続き!

保証人不要! 保証料不要!

平成27年5月30日現在

ゆったり返済7年まで

お気軽にご相談ください

主なローン商品

商 品 名		内 容 と 特 色	ご融資期間	ご融資金額
個人向けローン	住 宅 ロ ー ン 「フォーエバー」	住宅の新築・増改築・購入等住宅に関する資金としてご利用いただけます。全期間固定金利でお借入期間中のご返済額が変わりませんので、返済計画、将来設計を立て易く有利にご利用いただけます。	35年以内	5,000万円以内
	住 宅 ロ ー ン 「だ ん ら ん」	住宅の新築・増改築・購入等住宅に関する資金としてご利用いただけます。3年、5年、10年の固定金利及び変動金利が選択でき、選択期間終了時に再度、固定金利または変動金利の選択ができ有利にご利用いただけます。	35年以内	5,000万円以内
	住 宅 ロ ー ン 「し あ わ せ」	住宅の新築・増改築・購入等住宅に関する資金としてご利用いただけます。安心の長期固定金利(当初10年間)、その後は固定金利、変動金利の選択とし返済計画、将来設計を立て易く有利にご利用いただけます。	35年以内	5,000万円以内
	無担保住宅ローン	無担保で、不動産の購入資金、新築資金、リフォーム資金としてご利用できます。	20年以内	1,000万円以内
	リフォームローン	個人の住宅に関する増改築資金としてご利用いただけます。	15年以内	1,000万円以内
	ライフアップローン	住宅修繕および高齢化用住宅への改修費用にご利用いただけます。	10年以内	300万円以内
	太陽エコローン	エコ関連設備の購入・設置に伴うリフォーム資金や太陽光発電、エコキュート等の購入資金としてご利用いただけます。	15年以内	1,000万円以内
	石州瓦リフォームローン「瓦っこ」	地場産業の石州瓦を使用する屋根替えを中心とした増改築資金にご利用いただけます。	10年以内	300万円以内
	介 護 ロ ー ン 「 さ さ え 」	高齢者・身障者介護に関する資金としてご利用いただけます。(介護保険対象者以外の方でもご利用いただけます。)	7年以内	200万円以内
	個 人 ロ ー ン	豊かな暮らしづくりのためにご利用いただけます。保証人さまのご不要な商品も多数取り揃えております。	8年以内	500万円以内
	教 育 ロ ー ン	お子さまやご家族の入学金・授業料等教育に伴う資金としてご利用いただけます。	14年6ヶ月	500万円以内
	マイカーローン	車の購入から修理・車検等、車に関する費用としてご利用いただけます。公共料金・給与振込・住宅ローンをご利用のお客さまは更にお得になります。	8年以内	500万円以内
	カ ー ド ロ ー ン	急な出費や一時的な費用としてカードにより出し入れ自由にご利用いただけます。	3年(契約期間)	10万円～500万円
事業者向けローン	シ ル バ ー ライフローン	高齢者向けフリーローン。住宅資金・レジャー資金・医療(介護)資金、冠婚葬祭資金などさまざま資金としてご利用いただけます。	5年以内	100万円以内
	子 育 て 応 援 プ ラ ン	出産・子育てにかかわる資金として、お子さまの人数により低利でご利用いただけます。	5年以内	100万円以内
	中央しんきんビジネスサポ-トローン	2年以上事業をされている法人企業専用で決算書の財務数字によるスコアリングで迅速に対応し、運転資金としてご利用いただけます。	7年以内	1,000万円以内
	創業支援ローン	創業予定の方、創業後5年未満の個人・法人の方で、運転・設備資金としてご利用いただけます。	10年以内	500万円以内
	法人専用事業者ローン「チョイス」	企業信用格付による法人専用事業資金です。運転・設備資金としてご利用いただけます。	7年以内	5,000万円以内
	小口事業者ローン「スピーディ」	地域事業者の小口資金需要に対応いたします。運転・設備資金としてご利用いただけます。	6年以内	500万円以内
事業者向けローン	企業活性化支援ローン	地域経済、中小企業の活性化支援を目的に小口資金需要に迅速に対応いたします。運転・設備資金としてご利用いただけます。	7年以内	500万円以内
	事業者カードローン	事業に必要な資金をスピーディーに対応できる当座貸越専用口座です。	2年(契約期間)	2,000万円以内
代理業務と制度融資		信金中央金庫及び日本政策金融公庫・(独)住宅金融支援機構・(独)福祉医療機構などの政府系資金の代理業務や島根県、広島県及び各市町村の制度融資を取扱っております。		

●手形貸付、証書貸付、当座貸越、手形割引をお取扱いしています。
各商品により利率、保証料、お借入限度額、ご返済方法、お使いみち等が異なります。ご契約の際はよくご確認ください。
お申し込みの際には、商品の内容を窓口や営業係におたずねください。なお、無理のない計画的なご利用をお勧めします。

その他のサービス

種 類	内 容
公 共 料 金 等 の 自 動 支 払 い	公共料金(電気、電話、水道、NHK、ガス)やクレジット、保険料等をご指定の預金口座から自動的に引き落とし、お支払いいたします。
給 与 ・ 年 金 ・ 配 当 金 自 動 受 取 り	毎月の給料やボーナス、年金などをご指定の口座で自動的に受取れます。
キ ャ ッ シ ュ カ ー ド	全国の都市銀行、地方銀行、労働金庫など「MICS」マークのある金融機関はもちろん、ゆうちょ銀行でもご利用いただけます。また、全国の信用金庫では、「しんきんゼロネットサービス」により、平日の時間内(8時45分～18時)は手数料無料にてご利用いただけます。さらに山陰合同銀行、島根銀行のATMが平日時間内(8時45分～18時)は手数料無料でご利用いただけます。 
インターネットバンキング	インターネットホームページから便利なサービスがご利用いただけます。(サービス機能) ・残高照会 ・振込、振替 ・入出金明細照会
テ レ ホ ン バ ン キ ン グ	電話(携帯電話を含む)を利用して、ご自宅から、外出先から、どこからでも簡単・スピーディーに金融取引が可能です。(サービス機能) ・残高照会 ・振込、振替 ・入出金明細照会
し ん き ん 携 帯 電子マネーチャージサービス	お客さまの預金口座から携帯電話の「おサイフケータイ」に、その場でチャージ(入金)できるサービスです。チャージ(入金)ができる電子マネーは「Edy(エディ)」です。
自 動 振 込	家賃、地代、月謝等毎月決まった先へのお支払を当金庫本支店または他金融機関のご指定口座に振込いたします。
貸 金 庫	貴金属、有価証券、重要書類などお客さまの財産を安全確実にお預りいたします。
夜 間 金 庫	売り上げ代金などを営業時間外でも安全にお預りいたします。
ク レ ジ ッ ト カ ー ド	VISAをはじめJCBなどのクレジットカードのお取扱いを行っております。
キ ャ ッ シ ン グ サ ー ビ ス	金融機関系・流通信販系クレジットカードによるキャッシングサービスを行っております。
デ ビ ッ ト カ ー ド サ ー ビ ス	加盟店の専用端末を利用し当金庫のキャッシュカードでお買物ができます。
外 貨 宅 配 ・ 買 取 サ ー ビ ス	三井住友銀行のサービスがご利用いただけます。ご希望の外国通貨・旅行小切手をご指定の場所へお届けいたします。また、お使い残りの買取サービスもご利用いただけます。



しまちゅう 倶楽部

当金庫では、「預金」「ローン」や「地域イベント」などお得情報を好評メール配信中！
14,000名以上の方にご登録いただいています！



しまちゅう倶楽部加入の特典

その① マイカー、教育、太陽光発電、住宅、
リフォームローン金利を優遇

その② 特別定期預金発売時には、通常の上乗せ
金利に加えてさらに金利をプラス

その③ 給与振込(5万円以上)をご指定の方は、
当金庫設置のATM時間外手数料が無料

尚、ご登録の際には当庫HP・しまちゅう倶楽部パンフレットの「しまちゅう倶楽部ご利用の注意事項」をご確認のうえご登録をお願い致します。

平成27年5月30日現在

26

27

資料編

貸借対照表	29
損益計算書	34
剰余金処分計算書	35
最近5年間の主要な経営指標の推移	36
業務粗利益	36
資金運用収支の内訳	36
利 鞘	36
受取・支払利息の増減	37
利 益 率	37
預金積金及び譲渡性預金平均残高	37
定期預金残高	37
貸出金平均残高	37
貸出金残高	37
貸出金の担保別内訳	38
債務保証見返の担保別内訳	38
貸出金業種別内訳	38
貸出金使途別残高	38
消費者ローン・住宅ローン残高	38
預 貸 率	38
商品有価証券の種類別の平均残高	39
有価証券の種類別の残存期間別の残高	39
有価証券平均残高	39
預 証 率	39
有価証券の時価に関する情報	39～40
金銭の信託の時価に関する情報	40
デリバティブ取引	40
貸倒引当金内訳	41
貸出金償却	41
報酬体系について	41
金融再生法に基づく開示債権について	42
リスク管理債権について	42
自己資本の充実の状況等について	43

■記載計数は単位未満を切り捨てて表示しています。
■当金庫は国際業務を行っていないため、国内業務部門と国際業務部門との区別はしていません。

貸借対照表

資産の部 (単位:百万円)		
科 目	第40期 ＜平成26年3月31日現在＞	第41期 ＜平成27年3月31日現在＞
(資 産 の 部)		
現 金	4,295	4,337
預 け 金	38,251	35,442
金 銭 の 信 託	1,243	1,243
有 価 証 券	30,916	32,884
国 債	5,684	4,655
地 方 債	3,446	4,833
社 債	13,928	14,465
株 式	58	65
そ の 他 の 証 券	7,798	8,865
貸 出 金	107,570	103,751
割 引 手 形	1,185	782
手 形 貸 付	7,088	6,919
証 書 貸 付	92,777	89,471
当 座 貸 越	6,519	6,578
そ の 他 資 産	992	938
未 決 済 為 替 貸	17	17
信 金 中 金 出 資 金	585	585
未 収 収 益	263	232
そ の 他 の 資 産	126	103
有 形 固 定 資 産	2,296	2,193
建 物	557	528
土 地	1,397	1,364
リ ー ス 資 産	125	149
その他の有形固定資産	216	150
無 形 固 定 資 産	16	15
ソ フ ト ウ ェ ア	4	3
リ ー ス 資 産	-	-
その他の無形固定資産	12	12
繰 延 税 金 資 産	248	42
債 務 保 証 見 返	1,195	1,121
貸 倒 引 当 金	△ 2,107	△ 1,928
(うち個別貸倒引当金)	(△1,817)	(△1,678)
資 産 の 部 合 計	184,919	180,042

負債及び純資産の部 (単位:百万円)		
科 目	第40期 ＜平成26年3月31日現在＞	第41期 ＜平成27年3月31日現在＞
(負 債 の 部)		
預 金 積 金	167,772	168,126
当 座 預 金	2,393	2,683
普 通 預 金	52,389	54,507
貯 蓄 預 金	692	654
通 知 預 金	226	144
定 期 預 金	102,563	102,057
定 期 積 金	7,701	6,757
そ の 他 の 預 金	1,805	1,320
借 用 金	6,890	1,460
借 入 金	990	860
当 座 借 越	5,900	600
そ の 他 負 債	698	662
未 決 済 為 替 借	34	36
未 払 費 用	279	247
給 付 補 填 備 金	8	3
未 払 法 人 税 等	40	15
前 受 収 益	91	85
払 戻 未 済 金	8	9
払 戻 未 済 持 分	0	0
職 員 預 り 金	38	42
リ ー ス 債 務	133	155
資 産 除 去 債 務	29	29
そ の 他 の 負 債	34	37
賞 与 引 当 金	116	78
退 職 給 付 引 当 金	233	218
役員退職慰労引当金	97	97
睡眠預金払戻損失引当金	14	14
偶 発 損 失 引 当 金	102	92
再評価に係る繰延税金負債	141	138
債 務 保 証	1,195	1,121
負 債 の 部 合 計	177,262	172,010
(純 資 産 の 部)		
出 資 金	1,904	1,984
普 通 出 資 金	1,654	1,734
優 先 出 資 金	250	250
資 本 剰 余 金	250	250
資 本 準 備 金	250	250
利 益 剰 余 金	5,070	5,130
利 益 準 備 金	1,450	1,500
その他利益剰余金	3,620	3,630
特 別 積 立 金	3,300	3,400
(うち体質強化積立金)	(1,500)	(1,500)
当期末処分剰余金	320	230
処 分 未 済 持 分	△ 17	△ 0
会 員 勘 定 合 計	7,206	7,364
その他有価証券評価差額金	161	383
土 地 再 評 価 差 額 金	288	283
評価・換算差額等合計	450	666
純 資 産 の 部 合 計	7,657	8,031
負債及び純資産の部合計	184,919	180,042

貸借対照表注記事項

第41期(平成27年3月31日現在)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
- なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.と同じ方法により行っております。
4. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。
- なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|---------|
| 建 物 | 20年～39年 |
| その他 | 3年～15年 |
5. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
7. 外貨建資産(外国通貨)は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- | |
|---|
| 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。))に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。))に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 |
| また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。))に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 |
| さらに、破綻懸念先として一定期間経過、かつ非保全額が一定金額以上の債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローによる回収額を検討のうえ、必要と認められる額を計上しております。 |
| 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 |
| すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業店及び本部関連部署において一次査定を実施し、審査部及び融資管理部が二次査定を行ったのち、当該部署から独立した監査部(資産監査部署)が査定結果を監査しております。 |
| なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,223百万円であります。 |
9. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
10. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理

また、当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- ①制度全体の積立状況に関する事項(平成26年3月31日現在)
- | | |
|-----------------|--------------|
| 年金資産の額 | 1,549,255百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額 | 1,738,229百万円 |
| と最低責任準備金の額との合計額 | |
| 差引額 | △188,974百万円 |
- ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(自平成26年3月1日至平成26年3月31日)
- 0.2299%
- ③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高210,459百万円及び別途積立金21,485百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間16年10ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金45百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

11. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支給に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
12. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
13. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
14. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
15. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額
- 1,579百万円
16. 有形固定資産の減価償却累計額 2,350百万円
17. 有形固定資産の圧縮記帳額 285百万円
18. 貸出金のうち、破綻先債権額は206百万円、延滞債権額は9,931百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。))のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

19. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は3百万円であります。
- なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない

ものであります。

20. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は279百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

21. 破綻先債権額、延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は10,421百万円であります。

なお、18. から21. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

22. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号)に基づいて、参加者に売却したものととして会計処理した貸出金の元本の事業年度末残高の総額は、9百万円であります。

23. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は782百万円であります。

24. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	212百万円
預 け 金	13,505百万円
担保資産に対応する債務	
預 金	752百万円
借 用 金	1,460百万円

上記のほか、為替決済の担保として、預け金4,500百万円を差し入れております。

25. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成11年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める方法(不動産鑑定士による鑑定評価及び固定資産税評価)に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。	
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額	573百万円

26. 出資1口当たりの純資産額 2,167円23銭

27. 金融商品の状況に関する事項

- (1)金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

- (2)金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

- (3)金融商品に係るリスク管理体制

- ①信用リスクの管理

当金庫は、信用リスク管理要領等の諸規定を定め、信用リスクを管理しております。

具体的には、貸出資産の健全性の向上を図るため、融資案件の審査・管理、貸出金の信用リスク管理を行う審査部・融資管理部を設置しております。融資審査にあたっては、融資に関する基本原則を遵守し、事業計画や資金使途の妥当性、返済能力、担保などを総合的に評価し厳正な審査をしております。さらに、一定金額以上の融資案件や一定融資残高以上の融資先の案件などについては、融資特別審議委員会において審議する等、一層厳格な審査体制としております。

また、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会で協議・検討を行うとともに、必要に応じて経営陣に報告しております。

なお、有価証券の発行体の信用リスクは経営企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

- ②市場リスクの管理

当金庫は、市場リスク管理要領等の諸規定を定め、ALMによって金利変動リスク及び価格変動リスクを管理しております。

- (i) 金利リスクの管理

経営企画部において、一定の金利ショックを想定した場合における銀行勘定の金利リスク量の計測や金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、新商品等の導入による影響など、ALM管理システムや証券管理システムにより計測を行い、リスク管理委員会で協議・検討を行うとともに、必要に応じて経営陣に報告しております。

- (ii) 価格変動リスクの管理

市場運用商品(有価証券)の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余資運用方針及び有価証券運用方針に従い行われております。

このうち、経営企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、時価評価及び最大損失額によるリスク量の計測を行い、継続的なモニタリングを通じて価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は経営企画部を通じ、リスク管理委員会及び理事会において定期的に報告されております。

- (iii) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」の市場リスク量をVaRにより四半期(「有価証券」は月次)で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。

当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間240日、信頼区間99%、観測期間1,200営業日)により算出しており、平成27年3月31日現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で1,593百万円です。

- ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、流動性リスク管理要領等の諸規定を定め、流動性リスクを管理しております。

具体的には、余剰資金の運用に関して、流動性の高い運用商品への投資に努めるとともに、経営企画部が資金繰りの状況を日次、週次、旬次、月次ベースで算出し、預金に対する支払い可能資産の保有割合(支払準備率)により、適正な流動性の維持、管理を行っております。

これらの情報は経営企画部を通じ、リスク管理委員会及び理事会において定期的に報告されております。

- (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

28. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金	4,337	4,337	－
(2) 預け金	35,442	35,458	16
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	2,936	3,142	206
その他有価証券	29,871	29,871	－
(4) 貸出金(*1)	103,751		
貸倒引当金(*2)	△1,920		
	101,831	105,236	3,405
金融資産計	174,418	178,045	3,627
(1) 預金積金	168,126	168,190	63
(2) 借入金(*1)	1,460	1,503	43
金融負債計	169,586	169,693	106

(※1)貸出金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(※2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の算定方法

- 金融資産
- (1)現金
- 現金のうち、外国通貨については期末為替レートによっております。外国通貨以外の現金については、帳簿価格を時価としております。
- (2)預け金
- 満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。
- (3)有価証券
- 株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。
- なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については29.から30.に記載しております。
- (4)貸出金
- 貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
- ①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)
- ②①以外の債権については、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP、JGB)で割り引いた価額

金融負債

- (1)預金積金
- 要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。
- (2)借入金
- 借入金については、一定の期間ごとに区分した借入金の元利金の合計額を市場金利(SWAP)で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	39
組合出資金等(*2)	36
合 計	76

(※1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(※2)組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金(*1)	10,342	25,100	－	－
有価証券	2,652	12,357	11,544	4,825
満期保有目的の債券	94	1,339	642	860
その他有価証券のうち満期があるもの	2,557	11,017	10,902	3,965
貸出金(*2)	18,899	35,110	19,876	21,494
合 計	31,893	72,567	31,420	26,319

(※1)預け金のうち、流動性預け金は「1年以内」に含めております。

(※2)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4)借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*)	132,205	35,192	4	201
借入金	730	470	150	110
合 計	132,935	35,662	154	311

(※)預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含め、定期預金のうち、満期日を経過した預金は期間の定めがないものとして含めておりません。

29. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、30. も同様であります。

(1)満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	754	803	49
	社 債	1,608	1,685	77
	その他	560	639	79
	小 計	2,922	3,128	206
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社 債	14	13	△0
	小 計	14	13	△0
合 計		2,936	3,142	206

(2)その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	26	16	9
	債 券	19,483	18,906	576
	国 債	4,655	4,422	232
	地方債	3,779	3,655	124
	社 債	11,047	10,828	219
	そ の 他	5,667	5,476	191
	小 計	25,176	24,398	777
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債 券	2,094	2,100	△5
	地方債	298	300	△1
	社 債	1,795	1,800	△4
	そ の 他	2,600	2,845	△245
	小 計	4,695	4,945	△250
合 計		29,871	29,344	527

30. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	売 却 額	売却益の合計額	売却損の合計額
債 券	1,906	102	－
国 債	1,906	102	－
そ の 他	924	61	135
合 計	2,831	164	135

31. 運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	1,243	0

32. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、24,458百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(または任意の時期に無条件で取消可能なもの)が8,612百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

33. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,182百万円
貸出金償却	171百万円
固定資産減損処理額	96百万円
退職給付引当金	60百万円
減価償却限度超過額	58百万円
賞与引当金	21百万円
その他	120百万円
繰延税金資産小計	1,711百万円
評価性引当額	△1,525百万円
繰延税金資産合計	185百万円
繰延税金負債	
資産除去債務相当割引価値残高	0百万円
その他有価証券	143百万円
繰延税金負債合計	143百万円
繰延税金資産の純額	42百万円

34. 企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」(以下、「退職給付会計基準」という。)及び企業会計基準適用指針25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」(以下、「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しています。

なお、この変更に伴う期首の利益剰余金及び損益に与える影響はありません。

損益計算書

(単位:千円)		
科 目	第40期 〈平成25年4月1日～ 平成26年3月31日〉	第41期 〈平成26年4月1日～ 平成27年3月31日〉
経 常 収 益	4,176,451	3,632,710
資 金 運 用 収 益	3,211,185	3,030,354
貸 出 金 利 息	2,660,798	2,514,019
預 け 金 利 息	182,798	158,524
有価証券利息配当金	350,025	340,246
その他の受入利息	17,562	17,563
役 務 取 引 等 収 益	259,357	264,159
受入為替手数料	104,625	107,651
その他の役務収益	154,732	156,508
そ の 他 業 務 収 益	253,175	173,655
外国為替売買益	1,320	997
国債等債券売却益	217,750	128,955
国債等債券償還益	－	9,603
その他の業務収益	34,103	34,099
そ の 他 経 常 収 益	452,733	164,540
貸倒引当金戻入益	252,624	－
償却債権取立益	100,890	109,264
株 式 等 売 却 益	85,585	8,593
金銭の信託運用益	10,500	32,600
その他の経常収益	3,131	14,081
経 常 費 用	3,877,006	3,404,072
資 金 調 達 費 用	154,510	152,425
預 金 利 息	134,337	135,711
給付補填備金繰入額	4,541	2,941
借 用 金 利 息	15,444	13,570
その他の支払利息	186	202
役 務 取 引 等 費 用	244,331	240,327
支払為替手数料	33,504	35,726
その他の役務費用	210,827	204,600
そ の 他 業 務 費 用	9,713	136,917
国債等債券売却損	1,643	－
国債等債券償還損	7,311	135,929
その他の業務費用	759	987
経 費	2,682,024	2,545,799
人 件 費	1,897,009	1,751,121
物 件 費	751,693	756,108
税 金	33,321	38,568
そ の 他 経 常 費 用	786,426	328,603
貸倒引当金繰入額	－	50,300
貸 出 金 償 却	675,898	253,314
株 式 等 売 却 損	8,223	2,660
株 式 等 償 却	269	－
その他資産償却	599	760
その他の経常費用	101,436	21,566
経 常 利 益	299,445	228,637

(単位:千円)		
科 目	第40期 〈平成25年4月1日～ 平成26年3月31日〉	第41期 〈平成26年4月1日～ 平成27年3月31日〉
特 別 利 益	－	8,964
固定資産処分益	－	8,964
特 別 損 失	54,798	12,069
固定資産処分損	1,392	8,563
減 損 損 失	53,405	3,506
税引前当期純利益	244,646	225,532
法人税、住民税及び事業税	55,807	△ 14,621
法 人 税 等 調 整 額	27,778	120,958
法 人 税 等 合 計	83,586	106,336
当 期 純 利 益	161,060	119,195
繰越金(当期首残高)	153,830	106,088
土地再評価差額金取崩額	5,332	5,148
当 期 未 処 分 剰 余 金	320,223	230,432

損益計算書注記事項

第41期<平成26年4月1日～平成27年3月31日>

- 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 2. 出資1口当たり当期純利益金額 31円30銭
- 3. 収益性の低下又は地価等の下落が生じた以下の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額3,506千円を減損損失として特別損失に計上しております。

(単位:千円)			
地 域	主な用途	種 類	減損損失
邑智郡内	営業用店舗 1カ店	土地	1,381
出雲市内等	遊休資産 7カ所	その他の有形固定資産	2,124
合 計			3,506

資産のグルーピングについては、営業店舗は管理会計上の最小区分である営業店単位とし、本部等の独立したキャッシュ・フローを生み出さないものは、共用資産としております。また、遊休資産については、個々の物件を単位としております。

なお、回収可能価額の算定は、正味売却価額によっており、固定資産税評価額等を基礎としております。

剰余金処分計算書

(単位:円)		
科 目	第40期 〈平成25年4月1日～ 平成26年3月31日〉	第41期 〈平成26年4月1日～ 平成27年3月31日〉
当 期 未 処 分 剰 余 金	320,223,602	230,432,331
計	320,223,602	230,432,331
剰 余 金 処 分 額	214,134,750	124,738,544
利 益 準 備 金	50,000,000	30,000,000
普通出資に対する配当金	49,134,750	49,738,544
(配 当 率)	(年3%)	(年3%)
優先出資に対する配当金	15,000,000	15,000,000
(配 当 率)	(年12%)	(年12%)
特 別 積 立 金	100,000,000	30,000,000
繰越金(当期末残高)	106,088,852	105,693,787

(注)優先出資に対する配当率は、年12％としておりますが、1口500円に対し2,000円のお払込みをいただいており、払込金額に対する配当利回りは年3％となっております。

会計監査人による監査

貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書については、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査を受け、適正に表示されている旨の監査報告を受理しております。

代表理事による財務諸表の適正性・有効性の確認

平成26年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

平成27年6月27日

島根中央信用金庫

理 帳 的 場 章 好



最近5年間の主要な経営指標の推移

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
経 常 収 益	4,245,989 千円	4,068,932	3,836,357	4,176,451	3,632,710
経常利益(△は経常損失)	265,480 千円	352,455	443,201	299,445	228,637
当期純利益(△は当期純損失)	219,309 千円	185,961	257,284	161,060	119,195
出 資 総 額	1,931 百万円	1,920	1,912	1,904	1,984
普 通 出 資	1,681 百万円	1,670	1,662	1,654	1,734
優 先 出 資	250 百万円	250	250	250	250
出 資 総 口 数	361 万口	359	357	355	371
普 通 出 資	336 万口	334	332	330	346
優 先 出 資	25 万口	25	25	25	25
純 資 産 額	7,093 百万円	7,205	7,790	7,657	8,031
総 資 産 額	182,671 百万円	183,547	183,968	184,919	180,042
預 金 積 金 残 高	167,054 百万円	167,741	167,539	167,772	168,126
貸 出 金 残 高	112,249 百万円	109,486	108,568	107,570	103,751
有 価 証 券 残 高	26,308 百万円	29,115	30,688	30,916	32,884
単 体 自 己 資 本 比 率	9.62 %	9.87	10.24	10.05	9.94
普通出資に対する配当金(出資1口当たり)	15 円	15	15	15	15
優先出資に対する配当金(出資1口当たり)	60 円	60	60	60	60
役 員 数	19 人	19	18	18	17
うち常勤役員数	9 人	9	8	8	7
職 員 数	274 人	268	265	256	253
会 員 数	31,914 人	31,569	31,225	30,877	30,401

(注) 1. 「単体自己資本比率」は、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規程に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適切かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。なお、平成25年度より新しい自己資本規制(パーゼルⅢ国内基準)に基づき算出しております。
2. 配当利回りは普通出資・優先出資ともに年3%となっております。

業務粗利益

区 分	平成25年度	平成26年度
資 金 運 用 収 支	3,057,745	2,878,922
資金運用収益	3,211,185	3,030,354
資金調達費用	153,440	151,431
役 務 取 引 等 収 支	15,026	23,832
役務取引等収益	259,357	264,159
役務取引等費用	244,331	240,327
そ の 他 の 業 務 収 支	243,461	36,738
その他業務収益	253,175	173,655
その他業務費用	9,713	136,917
業 務 粗 利 益	3,316,232	2,939,493
業 務 粗 利 益 率	1.85%	1.63%

(注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用(平成25年度 1,069千円、平成26年度994千円)を控除して表示しております。
2. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100

資金運用収支の内訳

区 分	平均残高 (百万円)		利 息 (千円)		利 回 り (%)	
	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度
資 金 運 用 勘 定	178,812	179,550	3,211,185	3,030,354	1.79	1.68
うち貸出金	103,764	102,482	2,660,798	2,514,019	2.56	2.45
うち預け金	43,235	46,068	182,798	158,524	0.42	0.34
うち商品有価証券	－	－	－	－	－	－
うち有価証券	31,226	30,414	350,025	340,246	1.12	1.11
資 金 調 達 勘 定	175,364	176,024	153,440	151,431	0.08	0.08
うち預金積金	175,528	176,282	138,878	138,652	0.07	0.07
うち譲渡性預金	－	－	－	－	－	－
うち借入金	1,136	944	15,444	13,570	1.35	1.43

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(平成25年度 44百万円、平成26年度 46百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(平成25年度 1,337百万円、平成26年度 1,243百万円)及び利息(平成25年度 1,069千円、平成26年度 994千円)を、それぞれ控除して表示しております。

利 鞘

区 分	平成25年度	平成26年度
資 金 運 用 利 回	1.79	1.68
資 金 調 達 原 価 率	1.59	1.52
総 資 金 利 鞘	0.20	0.16

受取・支払利息の増減

区 分	平成25年度			平成26年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受 取 利 息	466	△ 133,712	△ 133,246	△ 30,788	△ 150,042	△ 180,831
うち貸出金	△ 7,341	△ 133,509	△ 140,851	△ 31,447	△ 115,331	△ 146,779
うち預け金	△ 4,951	476	△ 4,475	9,746	△ 34,020	△ 24,274
うち商品有価証券	－	－	－	－	－	－
うち有価証券	12,759	△ 3,157	9,601	△ 9,087	△ 691	△ 9,778
支 払 利 息	△ 2,142	△ 52,929	△ 55,071	△ 2,139	130	△ 2,008
うち預金積金	△ 340	△ 14,528	△ 14,869	592	△ 818	△ 226
うち譲渡性預金	－	－	－	－	－	－
うち借入金	△ 1,796	40	△ 1,756	△ 2,748	873	△ 1,874

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含める方法によって算出しております。

利 益 率

区 分	平成25年度	平成26年度
総 資 産 経 常 利 益 率	0.16	0.12
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.08	0.06

(注)
$$\text{総資産経常(当期純)利益率} = \frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$$

預金積金及び譲渡性預金平均残高

区 分	平成25年度	平成26年度
流 動 性 預 金	63,873	65,949
うち有利息預金	47,628	50,060
定 期 性 預 金	111,225	109,909
うち固定金利定期預金	103,619	102,740
うち変動金利定期預金	26	16
そ の 他	427	421
計	175,528	176,282
譲 渡 性 預 金	－	－
合 計	175,528	176,282

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

定期預金残高

区 分	平成25年度	平成26年度
定 期 預 金	102,563	102,057
固定金利定期預金	102,545	102,042
変動金利定期預金	16	14
そ の 他	0	0

貸出金平均残高

科 目	平成25年度	平成26年度
手 形 貸 付	7,368	6,524
証 書 貸 付	89,162	88,963
当 座 貸 越	6,155	6,200
割 引 手 形	1,078	794
合 計	103,764	102,482

貸出金残高

区 分	平成25年度	平成26年度
貸 出 金	107,570	103,751
固 定 金 利	41,217	24,464
変 動 金 利	66,352	79,287

貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

区 分	平成25年度	平成26年度
当 金 庫 預 金 積 金	1,352	1,190
有 価 証 券	—	8
動 産	—	—
不 動 産	22,819	21,521
そ の 他	—	—
計	24,171	22,721
信用保証協会・信用保険	28,933	27,402
保 証	34,666	33,437
信 用	19,798	20,190
合 計	107,570	103,751

貸出金業種別内訳

(単位:百万円、%)

区 分	平成25年度			平成26年度		
	貸出先数	貸出金残高	構 成 比	貸出先数	貸出金残高	構 成 比
製 造 業	259	7,920	7.3	257	7,452	7.1
農 業 、 林 業	17	118	0.1	18	129	0.1
漁 業	26	117	0.1	28	100	0.1
鉱業、採石業、砂利採取業	6	125	0.1	5	133	0.1
建 設 業	495	14,428	13.4	472	13,974	13.4
電気・ガス・熱供給・水道業	6	201	0.1	9	976	0.9
情 報 通 信 業	3	24	0.0	3	22	0.0
運 輸 業 、 郵 便 業	51	1,775	1.6	51	1,654	1.5
卸 売 業 、 小 売 業	548	12,312	11.4	527	12,043	11.6
金 融 業 、 保 険 業	11	3,814	3.5	12	5,243	5.0
不 動 産 業	171	13,250	12.3	171	13,047	12.5
物 品 賃 貸 業	2	257	0.2	2	337	0.3
学術研究、専門・技術サービス業	20	447	0.4	23	434	0.4
宿 泊 業	30	1,315	1.2	29	1,245	1.1
飲 食 業	217	2,736	2.5	201	2,477	2.3
生活関連サービス業、娯楽業	105	2,427	2.2	103	2,289	2.2
教 育 、 学 習 支 援 業	14	671	0.6	14	794	0.7
医 療 、 福 祉	60	5,070	4.7	61	4,545	4.3
そ の 他 の サ ー ビ ス	238	5,573	5.1	232	5,208	5.0
小 計	2,279	72,588	67.4	2,218	72,110	69.5
国 ・ 地 方 公 共 団 体	10	9,916	9.2	10	7,035	6.7
個 人	10,417	25,066	23.2	10,023	24,605	23.7
合 計	12,706	107,570	100.0	12,251	103,751	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

区 分	平成25年度		平成26年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設 備 資 金	44,809	41.66	44,983	43.36
運 転 資 金	62,760	58.34	58,768	56.64
合 計	107,570	100.00	103,751	100.00

預貸率

(単位:%)

区 分	平成25年度	平成26年度
期 末 預 貸 率	64.11	61.71
期 中 平 均 預 貸 率	59.11	58.13

(注) 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円)

区 分	平成25年度	平成26年度
当 金 庫 預 金 積 金	—	—
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	410	367
そ の 他	—	—
計	410	367
信用保証協会・信用保険	25	18
保 証	759	622
信 用	—	113
合 計	1,195	1,121

商品有価証券の種類別の平均残高

該当ありません。

有価証券の種類別の残存期間別の残高

平成25年度 (単位:百万円)

区 分	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合 計
国 債	—	504	1,253	1,902	1,035	988	—	5,684
地 方 債	—	350	654	1,024	584	832	—	3,446
社 債	2,514	3,293	2,621	2,636	1,537	1,324	—	13,928
株 式	—	—	—	—	—	—	58	58
外 国 証 券	502	2,491	604	105	100	951	—	4,755
そ の 他 の 証 券	—	363	363	108	824	—	1,384	3,043

平成26年度 (単位:百万円)

区 分	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合 計
国 債	—	804	—	1,263	1,552	1,035	—	4,655
地 方 債	—	482	893	823	873	1,760	—	4,833
社 債	1,267	2,972	4,256	2,988	1,711	1,268	—	14,465
株 式	—	—	—	—	—	—	65	65
外 国 証 券	1,302	1,497	902	106	305	760	—	4,875
そ の 他 の 証 券	81	430	118	121	1,797	—	1,439	3,990

有価証券平均残高

(単位:百万円)

区 分	平成25年度	平成26年度
国 債	6,271	4,342
地 方 債	3,335	3,920
短 期 社 債	—	—
社 債	13,786	13,613
株 式	64	55
外 国 証 券	5,020	5,039
そ の 他 の 証 券	2,748	3,443
合 計	31,226	30,414

有価証券の時価に関する情報

●売買目的有価証券

該当ありません。

●満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	平成25年度			平成26年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	799	842	42	754	803	49
	社 債	1,568	1,642	73	1,608	1,685	77
	そ の 他	358	376	18	560	639	79
	小 計	2,725	2,860	134	2,922	3,128	206
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	52	51	△ 0	14	13	△ 0
	そ の 他	390	379	△ 11	—	—	—
	小 計	442	431	△ 11	14	13	△ 0
合 計		3,168	3,291	123	2,936	3,142	206

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

●その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	平成25年度			平成26年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	19	16	3	26	16	9
	債 券	19,757	19,259	497	19,483	18,906	576
	国 債	5,484	5,228	255	4,655	4,422	232
	地 方 債	2,647	2,564	83	3,779	3,655	124
	社 債	11,624	11,466	158	11,047	10,828	219
	そ の 他	4,526	4,449	76	5,667	5,476	191
	小 計	24,303	23,726	577	25,176	24,398	777
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	－	－	－	－	－	－
	債 券	882	900	△ 17	2,094	2,100	△ 5
	国 債	199	200	△ 0	－	－	－
	地 方 債	－	－	－	298	300	△ 1
	社 債	682	700	△ 17	1,795	1,800	△ 4
	そ の 他	2,484	2,821	△ 336	2,600	2,845	△ 245
小 計		3,367	3,721	△ 354	4,695	4,945	△ 250
合 計		27,670	27,448	222	29,871	29,344	527

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券および投資信託です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

●子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

該当ありません。

●時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

区 分	平成25年度	平成26年度
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	－	－
その他有価証券 非上場株式(店頭売買株式を除く)	38	39
その他有価証券 投資事業有限責任組合出資持分	39	36

金銭の信託の時価に関する情報

●運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

平成25年度		平成26年度	
貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
1,243	△ 0	1,243	0

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

●満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

●その他の金銭の信託

該当ありません。

デリバティブ取引

金利関連取引、通貨関連取引、株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引等はいずれも実績がございません。

貸倒引当金内訳

(単位:百万円)

内 訳		期首残高	当期増加額	当 期 減 少 額		期 末 残 高
				目的使用	そ の 他	
一般貸倒引当金	平成25年度	627	290	－	627	290
	平成26年度	290	249	－	290	249
個別貸倒引当金	平成25年度	1,990	1,809	257	1,724	1,817
	平成26年度	1,817	1,670	229	1,579	1,678
合 計	平成25年度	2,618	2,099	257	2,352	2,107
	平成26年度	2,107	1,920	229	1,869	1,928

貸出金償却

(単位:千円)

	平成25年度	平成26年度
貸 出 金 償 却	675,898	253,314

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰勞金」で構成されております。

(1)報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰勞金】

退職慰勞金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰勞金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。
a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2)平成26年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	70

(注) 1. 対象役員に該当する理事は7名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」63百万円、「退職慰勞金」7百万円となっております。なお、平成26年度は、賞与の支払いはありませんでした。「退職慰勞金」は、当年度中に支払った退職慰勞金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰勞引当金の合計額です。
3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3)その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、平成26年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「同等額」は、平成26年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 平成26年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

金融再生法に基づく開示債権について

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況 (単位:百万円、%)

区 分		開示残高 (A)	保 全 額 (B)			保全率 (B)/(A)	引当率 (D)/(A - C)
			担保・保証等による 回収見込額(C)	貸倒引当金 (D)			
金 融 再 生 法 上 の 不 良 債 権	平成25年度	12,372	10,748	8,831	1,917	86.87	54.14
	平成26年度	10,473	9,503	7,753	1,749	90.73	64.33
破産更生債権及び これらに準ずる債権	平成25年度	2,334	2,334	1,738	595	100.00	100.00
	平成26年度	2,295	2,295	1,666	629	100.00	100.00
危 険 債 権	平成25年度	9,262	8,049	6,836	1,213	86.90	50.00
	平成26年度	7,894	7,051	6,010	1,040	89.32	55.26
要 管 理 債 権	平成25年度	775	364	256	107	47.02	20.81
	平成26年度	283	155	76	78	54.98	38.23
正 常 債 権	平成25年度	96,505					
	平成26年度	94,501					
合 計	平成25年度	108,878					
	平成26年度	104,975					

破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権(以下、破産更生債権等という)です。

危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

要管理債権
自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものをいいます。

正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、破産更生債権等、危険債権、要管理債権以外の債権をいいます。
(注)「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

リスク管理債権について

リスク管理債権の引当・保全状況 (単位:百万円、%)

区 分		残 高 (A)	担保・保証 (B)	貸倒引当金 (C)	保 全 率 (B + C)/(A)
破 綻 先 債 権	平成25年度	273	205	67	100.00
	平成26年度	206	180	25	100.00
延 滞 債 権	平成25年度	11,150	8,217	1,721	89.13
	平成26年度	9,931	7,463	1,626	91.52
3ヵ月以上延滞債権	平成25年度	－	－	－	－
	平成26年度	3	3	－	100.00
貸出条件緩和債権	平成25年度	775	256	107	47.02
	平成26年度	279	73	78	54.50
合 計	平成25年度	12,198	8,679	1,897	86.70
	平成26年度	10,421	7,720	1,730	90.69

破綻先債権
元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして、未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

- ①会社更生法または金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続の開始の申立てがあった債務者
- ②民事再生法の規定による再生手続き開始の申立てがあった債務者
- ③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
- ④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
- ⑤手形交換所において取引の停止処分を受けた債務者

延滞債権
未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
②債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金

3ヵ月以上延滞債権
元本または利息の支払いが、約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

貸出条件緩和債権
債務者の経営再建・支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
なお、貸出条件緩和債権は、国内経済の低迷下にあつて、キャッシュフローが悪化している取引先の業況に応じて、一部条件を緩和し支援を行っているもので、全てが不良化するものではありません。
(注) 1. これらの開示額は、信用保証協会の優良保証によるもののほか、担保処分による回収見込額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、すべてが損失となるものではありません。
2. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
3. 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。
4. 「保全率」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

自己資本の充実の状況等について

本開示は、自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

自己資本の構成に関する事項

当金庫の自己資本は、会員の皆さまからの出資金、資本剰余金及び利益剰余金等により構成されております。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次の通りです。

普通出資	①発行主体：島根中央信用金庫 ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：1,734百万円
非累積的永久優先出資	①発行主体：島根中央信用金庫 ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：500百万円

(単位:百万円、%)

項 目	平成25年度	経過措置による 不算入額	平成26年度	経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	7,142		7,299	
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,154		2,234	
うち、利益剰余金の額	5,070		5,130	
うち、外部流出予定額(△)	64		64	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 17		△ 0	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	290		249	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	290		249	
うち、適格引当金コア資本算入額	－		－	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－		－	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－		－	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45/パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	193		170	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	7,626		7,720	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	－	12	2	9
うち、のれんに係るものの額	－	－	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービング・ライツに係るもの以外の額	－	12	2	9
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	－	－	－	－
適格引当金不足額	－	－	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－	－	－
前払年金費用の額	－	－	－	－
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	－	－	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－	－	－
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	－	－	－	－

自己資本の充実度に関する事項

当金庫は、これまで、会員の皆さまからの出資金や利益金の内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を十分に確保していると評価しております。また、当金庫は国内基準を採用しており、この基準となる4%を超える自己資本比率を有するとともに、適正な貸倒引当金を計上して資産の健全性維持に努めております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

(単位:百万円、%)

項 目	平成25年度	経過措置による	平成26年度	経過措置による
		不算入額		不算入額
特定項目に係る10パーセント基準超過額	－	－	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－	－	－
うち、モーゲージ・サービング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－	－	－
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	－	－	－	－
特定項目に係る15パーセント基準超過額	－	－	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－	－	－
うち、モーゲージ・サービング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－	－	－
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	－	－	－	－
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	－		2	
自己資本				
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	7,626		7,717	
リスク・アセット等 (三)				
信用リスク・アセットの額の合計額	69,265		71,369	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 2,903		△ 2,314	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービング・ライツに係るものを除く。)	12		9	
うち、繰延税金資産	－		－	
うち、前払年金費用	－		－	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 3,345		△ 2,745	
うち、上記以外に該当するものの額	430		421	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	6,596		6,255	
信用リスク・アセット調整額	－		－	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－		－	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	75,862		77,625	
自己資本比率				
自己資本比率((ハ)／(ニ))	10.05%		9.94%	

(単位:百万円)

項 目	平成25年度		平成26年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	69,265	2,770	71,369	2,854
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	71,360	2,854	72,902	2,916
現金	－	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	39	1	13	0
国際決済銀行等向け	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	－	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	18	0	52	2
国際開発銀行向け	0	0	－	－
地方公共団体金融機構向け	91	3	91	3
我が国の政府関係機関向け	181	7	217	8
地方三公社向け	98	3	－	－
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	9,550	382	9,512	380
法人等向け	18,979	759	20,009	800
中小企業等向け及び個人向け	19,312	772	19,557	782
抵当権付住宅ローン	4,380	175	4,057	162
不動産取得等事業向け	4,650	186	6,020	240
3ヵ月以上延滞等	967	38	689	27
取立未済手形	3	0	3	0
信用保証協会等による保証付	544	21	974	38
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－
出資等	260	10	90	3
出資等のエクスポージャー	260	10	90	3
重要な出資のエクスポージャー	－	－	－	－
上記以外	12,280	491	11,611	464
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	5,575	223	5,075	203
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	585	23	585	23
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	430	17	127	5
上記以外のエクスポージャー	2,358	94	2,777	111
②証券化エクスポージャー	－	－	－	－
証券化(オリジネーター)	－	－	－	－
(うち再証券化)	－	－	－	－
証券化(オリジネーター以外)	－	－	－	－
(うち再証券化)	－	－	－	－
③複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	－	－	－	－
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	442	17	431	17
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 3,345	△ 133	△ 2,745	△ 109
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	2	0	4	0
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
⑧オフ・バランス項目	806	32	776	31
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	6,596	263	6,255	250
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	75,862	3,034	77,625	3,105

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法＞

粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を被るリスクをいいます。当金庫では、信用リスクは「当金庫が管理すべき最重要のリスクである」との認識のもと、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では厳格な自己査定と信用格付制度を導入し、モンテカルロシミュレーションを活用して、信用リスクの計量化を図っております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、「リスク管理委員会」で協議・検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常勤理事会といった経営陣に報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当規程」等に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

〈地域別・業種別・残存期間別〉

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3ヵ月以上延滞 エクスポージャー	
				貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
		25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度
国	内	178,318	172,689	108,539	104,691	22,579	23,382	－	－	1,813	1,293
国	外	4,748	4,860	－	－	4,748	4,860	－	－	－	－
そ の 他		3,072	3,221	201	22	－	－	6	16	－	－
地 域 別 合 計		186,138	180,771	108,741	104,714	27,327	28,242	6	16	1,813	1,293
製 造 業		9,710	9,355	8,210	7,655	1,500	1,700	－	－	287	349
農 業 、 林 業		147	154	147	154	－	－	－	－	－	－
漁 業		174	149	174	149	－	－	－	－	－	－
鉱 業 、 採 石 業 、 砂 利 採 取 業		125	133	125	133	－	－	－	－	－	－
建 設 業		15,355	14,899	15,355	14,899	－	－	－	－	383	273
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業		1,008	1,483	208	983	799	500	－	－	－	－
情 報 通 信 業		137	136	24	22	99	99	－	－	－	－
運 輸 業 、 郵 便 業		4,441	4,130	1,799	1,684	2,641	2,445	－	－	77	－
卸 売 業 、 小 売 業		13,669	13,486	12,862	12,579	799	899	－	－	331	256
金 融 業 、 保 険 業		16,940	19,293	3,840	5,322	12,494	13,365	－	－	－	－
不 動 産 業		14,219	14,417	13,698	13,471	199	99	－	－	48	51
物 品 賃 貸 業		258	339	257	337	－	－	－	－	－	－
学 術 研 究 、 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業		455	441	455	441	－	－	－	－	－	－
宿 泊 業		1,339	1,264	1,339	1,264	－	－	－	－	－	5
飲 食 業		3,327	3,055	3,326	3,054	－	－	－	－	139	32
生活関連サービス業、 娯 楽 業		2,879	2,685	2,876	2,682	－	－	－	－	4	－
教育、学習支援業		680	802	680	802	－	－	－	－	－	－
医 療 、 福 祉		5,522	5,005	5,522	5,005	－	－	－	－	－	－
その他のサービス		6,054	5,686	6,052	5,684	－	－	－	－	7	32
国・地方公共団体等		18,726	16,184	9,933	7,051	8,792	9,132	－	－	－	－
個 人		21,648	21,308	21,648	21,308	－	－	－	－	533	291
そ の 他		49,315	46,355	201	22	－	－	6	16	－	－
業 種 別 合 計		186,138	180,771	108,741	104,714	27,327	28,242	6	16	1,813	1,293
1 年 以 下		38,110	33,554	16,737	14,901	3,007	2,562	6	16		
1 年 超 3 年 以 下		36,902	38,180	11,284	8,970	6,615	5,733	－	－		
3 年 超 5 年 以 下		16,048	19,488	10,611	11,275	5,059	6,006	－	－		
5 年 超 7 年 以 下		19,038	16,696	13,426	11,556	5,497	5,033	－	－		
7 年 超 10 年 以 下		27,485	22,083	18,015	16,065	3,169	4,317	－	－		
1 0 年 超		43,462	46,066	37,983	41,476	3,979	4,589	－	－		
期間の定めのないもの		5,090	4,702	683	467	－	－	－	－		
残 存 期 間 別 合 計		186,138	180,771	108,741	104,714	27,327	28,242	6	16		

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 「業種別」区分の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および各種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には特別目的会社 (SPC) 発行の債券、投資信託構成物が含まれます。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っておりますが、外国証券等の保有があることから「地域別」の区分は「国内」、「国外」及び区分が困難な投資信託を「その他」として区分し表示しております。
6. 信用リスクエクスポージャー期末残高には、現金等を含んでおりますので内訳区分の合計とは一致しません。
7. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額については、41ページに記載しております。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度
製 造 業	257	260	260	384	12	4	245	256	260	384	597	6
農 業 、 林 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
漁 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、 砂 利 採 取 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建 設 業	527	468	468	346	107	50	420	417	468	346	－	14
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
情 報 通 信 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
運 輸 業 ・ 郵 便 業	73	73	73	71	－	－	73	73	73	71	－	－
卸 売 業 ・ 小 売 業	230	223	223	174	23	73	206	150	223	174	63	58
金 融 業 ・ 保 険 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
不 動 産 業	132	79	79	93	－	－	132	79	79	93	－	－
物 品 賃 貸 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・ 技術サービス業	68	67	67	64	－	－	68	67	67	64	－	－
宿 泊 業	45	48	48	38	－	－	45	48	48	38	－	6
飲 食 業	214	190	190	115	24	63	189	126	190	115	9	9
生活関連サービス業、 娯 楽 業	38	34	34	45	10	－	27	34	34	45	－	－
教育、学習支援業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
医 療 、 福 祉	－	28	28	25	－	－	－	28	28	25	－	－
その他のサービス	71	73	73	111	－	－	71	73	73	111	－	150
国・地方公共団体等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個 人	321	261	261	198	78	37	242	224	261	198	4	6
そ の 他	7	8	－	－	－	－	－	－	8	8	－	－
合 計	1,990	1,817	1,809	1,670	257	229	1,724	1,579	1,817	1,678	675	253

- (注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

当金庫においては、標準的手法を採用しており、この中でリスク・ウェイトの判定に際し使用する適格格付機関は以下の4つの機関を選択し、この機関の依頼格付を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関を分けて使用することはしていません。

- 使用している格付機関：株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ(S&P)

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	平成25年度		平成26年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	187	31,171	－	38,276
10%	－	25,457	－	13,211
20%	7,563	43,071	4,805	44,643
35%	－	12,669	－	11,737
50%	6,986	698	7,497	571
75%	－	24,591	－	24,616
100%	1,900	30,149	500	33,083
150%	－	453	－	900
250%	－	172	－	50
1,250%	－	－	－	－
オフ・バランス	－	1,065	－	877
合 計	186,138		180,771	

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとしております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,353	1,216	29,398	27,015	－	－

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引に関しては、この取引が市場動向により大きく変動するものであり取引には特段の配意をしつつ慎重に取組み、当金庫の資産及び負債の金利等変動リスクをヘッジすること及び収益の安定化の確保に貢献することを方針として取組むこととしております。

また、年度ごとに取引運用限度枠を理事会の承認のもと設定し、厳格な管理を行うこととしております。

有価証券関連取引においては、その投資する商品において派生商品取引を行う目的等を把握した上で投資を決定するとともに、投資後もその状況を把握管理することとしております。

なお、当金庫における派生商品取引は特別な運用あるいは調達商品に対するヘッジに限定しており、万一損失が発生することがあってもその影響は軽微であると考えております。

当金庫の平成26年度末における派生商品取引は、有価証券投資における投資信託の構成物のみであるとともに、全て短期の取引であり、長期決済期間取引はございません。

(単位:百万円)

	平成25年度	平成26年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント エクスポージャー方式	カレント エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	0	0
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	0	0

(単位:百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を 勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を 勘案した後の与信相当額	
	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度
①派生商品取引合計	6	16	6	16
(i) 外国為替関連取引	6	16	6	16
(ii) 金利関連取引	－	－	－	－
(iii) 金関連取引	－	－	－	－
(iv) 株式関連取引	－	－	－	－
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	－	－	－	－
(vi) その他コモディティ関連取引	－	－	－	－
(vii) クレジット・デリバティブ	－	－	－	－
②長期決済期間取引	－	－	－	－
合 計	6	16	6	16

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っております。

証券化エクスポージャーに関する事項

証券化とは金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏づけに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては、有価証券投資の一環として購入したものであります。

当該有価証券投資等にかかるリスクの認識については、市場動向、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じ役員への報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は、「余資運用方針」、「有価証券運用方針」等の内部基準に則るとともに投資対象を信用力を有するものなど厳選して、過度に投資することなく適切な運用並びに管理を行っております。

イ. オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当ありません。

ロ. 投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

 a. 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

 該当ありません。

 b. 再証券化エクスポージャー

 該当ありません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

 a. 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

 該当ありません。

 b. 再証券化エクスポージャー

 該当ありません。

③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当ありません。

オペレーショナル・リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは「内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから当金庫に生じる損失にかかるリスク」のことをいいます。当金庫におけるオペレーショナル・リスクの範囲は、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクとしており、これらのリスクを統括的に把握・管理する体制整備に向けて積極的に取組んでおります。

リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法(P45(注)4. 参照)を採用することとし、態勢を整備しております。

また、これらリスクに関しましては、「リスク管理委員会」におきまして、協議・検討するとともに、必要に応じて理事会等に報告する態勢を整備しております。

ロ. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法(P45(注)4. 参照)を採用しております。

出資等エクスポージャーに関する事項

銀行勘定における出資又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、政策投資株式、株式関連投資信託、その他投資事業組合等への出資金が該当します。そのうち、上場株式、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じて「リスク管理委員会」に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は、証券化と同様、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けておりポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「有価証券関係規定」や投資のために定めた内規に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

非上場株式、政策投資株式、その他投資事業組合への出資金に関しても、当金庫が定める「有価証券関係規定」に、基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券の保有目的による区分及び会計処理基準」並びに日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、適正な処理を行っております。

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	平成25年度		平成26年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	216	216	54	54
非 上 場 株 式 等	674	－	682	－
合 計	890	216	736	54

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

項 目	平成25年度	平成26年度
売 却 益	111	62
売 却 損	17	138
償 却	0	－

(注)損益計算書における損益の額を記載しております。

八. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成25年度	平成26年度
評 価 損 益	6	16

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

金利リスクに関する事項

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合における銀行勘定の金利リスク量の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響など、ALM管理システムや証券管理システムにより必要に応じ計測を行い、「リスク管理委員会」で協議検討するとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

- ・計測手法：GPS計算方式
- ・計測対象：資金運用・資金調達勘定のうち金利感応資産・負債
- ・コア預金
 - 対 象：流動性預金全般(当座預金、普通預金、貯蓄預金等)
 - 算定方法：①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差引いた残高、③現残高の50%相当額、以上の3つのうち最小の額を上限
 - 満 期：5年以内(平均2.5年)
- ・金利等変動幅：99%タイル値または1%タイル値
- ・計測頻度：四半期毎(前月末残高により実施)

(単位:百万円)

運 用 勘 定			調 達 勘 定		
区 分	金利リスク量		区 分	金利リスク量	
	平成25年度	平成26年度		平成25年度	平成26年度
貸 出 金	468	294	定 期 性 預 金	21	42
有 価 証 券 等	446	326	要 求 払 預 金	11	11
預 け 金	185	17	そ の 他	12	7
コ ー ル ロ ー ン 等	－	－	調 達 勘 定 合 計	44	60
そ の 他	0	0			
運 用 勘 定 合 計	1,099	637			

銀行勘定の金利リスク	1,055	577
------------	-------	-----

- (注) 1. 銀行勘定における金利リスクとは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの、例えば、貸出金、有価証券、預金等において、金利ショックにより発生するリスク量を示します。当金庫では、金利ショックを99パーセンタイル値として銀行勘定の金利リスクを算出しております。
2. 要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、普通預金等の額の50%相当額を2.5年の満期としてリスク量を算定しております。
3. 銀行勘定の金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。
銀行勘定の金利リスク(577百万円)=運用勘定の金利リスク量(637百万円)－調達勘定の金利リスク量(60百万円)

開示項目一覧索引

このディスクロージャー資料は、信用金庫法第89条で準用する銀行法第21条に基づいて作成していますが、その基準における各項目は以下のページに掲載しています。

- 1. 金庫の概況及び組織に関する事項
 - (1)事業の組織 19
 - (2)理事・監事の氏名及び役職名 19
 - (3)会計監査人の氏名又は名称 19
 - (4)事務所の名称及び所在地 23
- 2. 金庫の主要な事業の内容 24
- 3. 金庫の主要な事業に関する事項
 - (1)直近の事業年度における事業の概況 4
 - (2)直近の5事業年度における主要な事業の状況 36
 - ①経常収益
 - ②経常利益又は経常損失
 - ③当期純利益又は当期純損失
 - ④出資総額及び出資総口数
 - ⑤純資産額
 - ⑥総資産額
 - ⑦預金積金残高
 - ⑧貸出金残高
 - ⑨有価証券残高
 - ⑩単体自己資本比率
 - ⑪出資に対する配当金
 - ⑫職員数
 - (3)直近の2事業年度における事業の状況
 - ①主要な業務の状況を示す指標
 - ア. 業務粗利益及び業務粗利益率 36
 - イ. 資金運用収支、役務取引等収支、及びその他業務収支 36
 - ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘 36
 - エ. 受取利息及び支払利息の増減 37
 - オ. 総資産経常利益率 37
 - カ. 総資産当期純利益率 37
 - ②預金に関する指標
 - ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他の預金の平均残高 37
 - イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高 37
 - ③貸出金等に関する指標
 - ア. 手形貸付、証書貸付及び当座貸越、割引手形の平均残高 37
 - イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高 37
 - ウ. 担保の種類別(当金庫預金積金、有価証券、動産、不動産、保証及び信用の区分)の貸出金残高及び債務保証見返額 38
 - エ. 使途別(設備資金及び運転資金の区分)の貸出金残高 38
 - オ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 38
 - カ. 預貸率の期末値及び期中平均値 38
- ④有価証券に関する指標
 - ア. 商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、商品政府保証債及び貸付商品債券の区分)の平均残高 39
 - イ. 有価証券の種類別(国債、地方債、社債、株式、外国証券、投資信託並びに貸付有価証券の区分)の残存期間別の残高 39
 - ウ. 有価証券の種類別(国債、地方債、社債、株式、外国証券、投資信託並びに貸付有価証券の区分)の平均残高 39
 - エ. 預証率の期末値及び期中平均値 39
- 4. 金庫の事業の運営に関する事項
 - (1)リスク管理の体制 8
 - (2)法令遵守の体制 9
 - (3)中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況 14
 - (4)金融ADR制度への対応 11
- 5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況
 - (1)貸借対照表、損益計算書及び余剰金処分計算書又は損失金処理計算書 29～35
 - (2)貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 42
 - ①破綻先債権に該当する貸出金
 - ②延滞債権に該当する貸出金
 - ③3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金
 - ④貸出条件緩和債権に該当する貸出金
 - リスク管理債権の保全状況 42
 - 金融再生法基準の開示債権について 42
 - ①金融再生法開示債権額
 - ②金融再生法債権保全状況
 - (3)自己資本(基本的項目にかかる細目を含む。)の充実の状況 43
 - (4)次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 39・40
 - ①有価証券
 - ②金銭の信託
 - ③規則第102条第1項第5号に掲げる取引(デリバティブ取引)
 - (5)貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 41
 - (6)貸出金償却の額 41
- 6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの 41

信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項についての開示については以下のページに掲載しています。

- 定性的な開示事項
 - 1. 自己資本調達手段の概要 43
 - 2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要 45
 - 3. 信用リスクに関する事項 46～48
 - 4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要 48
 - 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要 49
 - 6. 証券化エクスポージャーに関する事項 49
 - 7. オペレーショナル・リスクに関する事項 51
 - 8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要 51
 - 9. 金利リスクに関する事項 52
- 定量的な開示事項
 - 1. 自己資本の構成に関する事項 43～44
 - 2. 自己資本の充実度に関する事項 45
 - 3. 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く) 46～48
 - 4. 信用リスク削減手法に関する事項 48
 - 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 49
 - 6. 証券化エクスポージャーに関する事項 50
 - 7. 出資等エクスポージャーに関する事項 51
 - 8. 金利リスクに関する事項 52